

積立傷害総合保険 ●ご契約のしおり●

普通保険約款・特約

- この「ご契約のしおり」は、積立傷害総合保険について、重要な事項をご説明したものです。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してください。
- 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、ご締結いただいたて有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく代理店または弊社社員におたずねください。

【保険に関するご質問・ご相談・ご連絡窓口】

●電話番号はおかけ間違いのないように●

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災 お客さまセンター

0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平 日	午前9:00～午後6:00
●土日祝	午前9:00～午後5:00

※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は…

富士火災 セイフティ24コンタクトセンター

0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災 お客さまの声室

0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平 日	午前9:00～午後7:00
●土日祝	午前9:00～午後5:00

※年末年始を除きます。

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人
日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平 日	午前9:15～午後5:00 (12月30日～1月4日を除きます。)
※電話料金はお客さま負担となります。	

富士火災海上保険株式会社

〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11

～個人契約者の皆様へ～

満期返れい金等の税法上の取扱い（2012年6月現在）

満期返れい金、契約者配当金および解約返れい金につきましては、個人契約の場合、次の算式により計算された額が一時所得として他の所得と合算のうえ課税されます。

$$\text{課税} = \left\{ \begin{pmatrix} \text{満期返れい金+契約者配当金} \\ \text{または} \\ \text{解約返れい金} \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \text{既払込保険料} \\ \text{総額} \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \text{特別控除額} \\ 50\text{万円} \end{pmatrix} \right\} \times \frac{1}{2}$$

(注1) 満期返れい金、契約者配当金および解約返れい金以外に一時所得がある場合には、その一時所得を合算して上式の計算をします。なお、上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

(注2) 同一のご契約者への1年間（1月～12月）の満期返れい金（または解約返れい金）のお支払金額が100万円を超える場合には、弊社より支払調書を所轄税務署へ翌年1月31日までに作成・提出します。

～法人契約者ならびに個人事業契約者の皆様へ～

積立傷害総合保険契約の保険料の税務処理について

法人または個人事業主の皆様が役員および従業員の方々を被保険者とする積立傷害総合保険契約の保険料を支払われた場合、その保険料のうち満期返れい金お支払いのための積立保険料を控除した残額を課税所得金額の計算上損金（または必要経費）に算入することができます。この場合、当期（または当年）における保険期間の経過月数が12に満たないときは、短期の前払費用（法人税基本通達2-2-14）に該当する場合を除き、その金額の月割額にその経過月数を乗じて計算した金額が損金（または必要経費）に算入できる金額となります。

（ご注意）

以下に該当する場合はいずれも上記の取扱いができません。

1. 個人事業主ご本人を被保険者とする契約の場合
2. 役員を被保険者とする契約で、一時払または前納払で支払った保険料が役員賞与とみなされる場合

弊社では、上記の処理方法を説明した「積立型保険の税務処理」をご用意しております。
取扱代理店または営業社員までご請求ください。

法人のご契約者へのご注意

法人をご契約者として積立保険にご加入なさる場合は、自己資金でご契約いただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、借入れを行い、これと保険料とがひも付きの見合い関係にあるとされた場合には、借入れに伴う支払利息と運用資産から生じる利益の計上時期について税務上対応を要することがありますので、借入金によるご契約はお引受けいたしておりません。

◆ 目 次 ◆

積立傷害総合保険 重要事項説明書

契約概要のご説明	1
1. 商品の仕組みおよび引受条件等	
1. 商品の仕組み	
2. 補償内容	
3. ご希望によりセットできる主な特約とその概要	
4. 保険期間	
5. 引受条件（保険金額等）	
2. 保険料	
3. 保険料の払込方法	
4. 満期返れい金・契約者配当金	
5. 保険契約の終了	
6. 解約返れい金の有無	
注意喚起情報のご説明	5
1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について	
2. 告知義務・通知義務等	
1. 契約締結時における注意事項（申込書の記載上の注意事項）	
2. 契約締結後の留意事項（通知義務等）	
3. 保険金額の累積による解除について	
3. 保険責任開始期	
4. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）	
5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い	
6. 解約と解約返れい金	
7. 保険会社破綻時等の取扱い	
8. 事故が発生した場合の手続き	
契約概要・注意喚起情報のほか、ご注意いただきたいこと	8
1. ご契約時にご注意いただきたいこと	
2. ご契約後にご注意いただきたいこと	
用語のご説明	

普通保険約款・特約

傷害総合保険普通保険約款

9

ご契約の保険証券の特約欄または保険金額欄に下表「略称」欄の記載がある場合、その特約がセットされています。

特約名称	略称	掲載頁
積立型基本特約	(この特約は、普通保険約款に自動的に適用されます。)	20
家族特約	家族	25
家族特約（夫婦用）	家族（夫婦）	26
入院保険金および手術保険金補償対象外特約	入院・手術対象外	27
通院保険金補償対象外特約	通院対象外	27
傷害医療費用保険金補償対象外特約	傷害医療費用対象外	27
介護保険金補償対象外特約	介護対象外	27
天災危険補償特約	天災危険	27
交通事故傷害危険増額支払特約	交通事故増額	28
個人賠償責任特約	個人賠責	29
賠償事故解決特約	賠償事故解決	31
見舞費用特約（個人賠償用）	見舞費用	32
受託品賠償責任特約	受託品賠責	33
携行品特約	携行品	35
救援者費用等補償特約	救援者費用	38
団体扱特約（一般A）	団体扱（一般A）	40
団体扱特約（一般B）	団体扱（一般B）	41
団体扱特約（一般C）	団体扱（一般C）	43
団体扱特約	団体扱	44
団体扱特約（口座振替方式）	団体扱（口振用）	45
集団扱特約	集団扱	47
初回保険料口座振替特約条項（積立型基本特約付帯契約用）	初回口振	48
保険料の払込免除特約	保険料払込免除	49
通信販売特約（積立型基本特約付帯契約用）	通信販売	50
条件付テロ危険補償特約	(この特約は全ての保険契約にセットされます。)	50
保険料払込猶予特約	(この特約は特定の要件※を満たす保険契約にセットさ れます。) ※P. 51をご参照ください。	50
保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）		50
交通事故傷害危険のみ補償特約	交通事故のみ	51
入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（1,000 日用）	入院延長 1000 日	52
通院保険金支払対象日数延長特約（1,000 日用）	通院延長 1000 日	52
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	特定感染症（後遺・入・通）	52
ホールインワン・アルバトロス費用特約	ホールインワン	54
セルフプレイ補償特約	(この特約は、ホールインワン・アルバトロス費用特約に自動的にセッ トされます。)	56
家族ホールインワン・アルバトロス費用特約（夫婦用）	家族ホールインワン（夫婦）	56
こども総合費用特約	こども総合費用	56
育英費用保険金補償対象外特約	育英費用対象外	59
学資費用保険金補償対象外特約	学資費用対象外	59
進学费用保険金補償対象外特約	進学费用対象外	59
天災危険補償特約（こども総合費用特約用）	天災危険（こども）	59
熱中症危険補償特約	熱中症	59
細菌性・ウイルス性食中毒補償特約	食中毒（こども）	59
後遺障害保険金追加増額支払特約	後遺障害追加増額	59
ホームヘルパー費用特約	ホームヘルパー	59

被害事故補償特約	被害事故補償	62
入院保険金の7日間2倍支払特約	入院7日間2倍	69
後遺障害保険金追加支払特約	後遺障害追加支払	69
家族ホールインワン・アルバトロス費用特約	家族ホールインワン	69
家族ホールインワン・アルバトロス費用特約（配偶者補償対象外用）	家族ホールインワン（配偶者対象外）	69
家族特約（配偶者補償対象外用）	家族（配偶者対象外）	69
就業中の危険補償対象外特約	就業中対象外	71
就業中のみの危険補償特約	就業中のみ	71
企業等の傷害保険金受取特約	企業等傷害保険金受取	71
企業等の災害補償規定等特約	災害補償規定等	71

積立傷害総合保険 重要事項説明書

契約概要のご説明

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には◆印を付けておりますので、必ずご確認ください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

この保険は急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が日本国内または国外においてケガをされた場合などに保険金をお支払いします。被保険者の範囲によってご契約タイプをお選びいただくことができます。

なお、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の事故、交通乗用具搭乗中の事故および建物または交通乗用具の火災等により被られたケガに限定してお支払いするご契約タイプもございます。

〔被保険者の範囲〕

ご契約タイプ	被保険者の範囲		
	申込書の被保険者欄記載のご本人	ご本人の配偶者	その他の親族
個人型	○	×	×
夫婦型	○	○	×
家族型	○	○	○※1
配偶者補償対象外型	○	×	○※2

※1 家族型の場合、ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

※2 配偶者補償対象外型の場合、ご本人と生計を共にする同居の親族（配偶者を除きます。）および別居の未婚の子をいいます。

（注）「個人賠償責任特約」における被保険者の範囲は、ご契約タイプに関係なく、家族型と同様となります。なお、ご本人が未成年の場合で、ご本人に関する事故のときに限り、そのご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者も被保険者の範囲に含まれます。

2 補償内容

(1) 主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）

お支払いする主な保険金は次のとおりです。セットする特約により、下記の支払事由が制限または拡大されることがあります。詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

保険金の種類	主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）
死亡保険金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注) 同一保険年度内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を控除した額をお支払いします。
後遺障害保険金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、[死亡・後遺障害保険金額×保険金支払割合※]をお支払いします。 ※後遺障害の程度に応じて普通保険約款別表2に定める保険金支払割合（4%～100%） (注1) お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注2) 既に後遺障害のある被保険者がケガによりその程度を加重された場合には、既にあった後遺障害の保険金支払割合※を控除して保険金をお支払いする場合があります。
入院保険金	ケガにより平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり入院（入院に準じた状態を含みます。）された場合に、[入院保険金額×入院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。

手術保険金	入院保険金が支払われる場合において、そのケガの治療のため、普通保険約款別表4に定める手術を受けられたときに、「[入院保険金日額×倍率※]をお支払いします。ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 ※手術の種類に応じて普通保険約款別表4に定める倍率（10倍・20倍・40倍）
通院保険金	ケガにより平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ通院（往診を含みます。）された場合に、「[通院保険金日額×通院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。また、平常の業務または生活に支障がない程度に回復された時以降の通院に対しては保険金をお支払いいたしません。
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けられた場合に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の公的医療保険制度等を利用された期間に実際に負担された費用※を、1事故につき傷害医療費用保険金額を上限にお支払いします。 ※公的医療保険制度の一部負担金、入退院または転院に係わる交通費など。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復されるまでに要した費用に限ります。また、公的医療保険制度等から別途還付される「高額療養費」「附加給付」、第三者からの賠償金等がある場合は、その額を差し引きます。 (注) 公的医療保険では、高額療養費制度により、所得に応じた自己負担の上限が設けられています。
介護保険金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害が生じ、医師の診断により介護が必要と認められる状態になられた場合に、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の介護をする期間1年につき介護保険金年額をお支払いします。なお、介護をする期間に1年末満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算によりお支払いします。

(2) ◆主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

この保険では、次のケガ等に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- ① 病気・心神喪失等およびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをされた場合など）
- ② 妊娠・出産・早産を原因としたケガ
- ③ 無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ
- ④ スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はんなど、特に危険度の高いスポーツ中のケガ

3 ご希望によりセットできる主な特約とその概要

この保険にセットできる主な特約とその概要を記載しています。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

特約の名称	概要
個人賠償責任特約	国内・国外を問わず、被保険者が、住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 (注1) 損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 (注2) 保険期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約の場合、この特約には「賠償事故解決特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）は原則として弊社で行います。
携行品特約	国内・国外を問わず、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは5万円）を限度として再調達額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費をお支払いします。 (注1) 携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物 ●船舶（ヨット、モーターボート、ボートを含みます。）、自動車、オートバイ、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品など (注2) 貴金属などは、時価額（再調達額から使用による消耗分を控除して算出した金額）となります。 (注3) 1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（自己負担額）はご自身で負担いただきます。 (注4) お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。

ホールインワン・ アルバトロス費用特約	<p>アマチュアの資格で行うゴルフ競技中のホールインワンまたはアルバトロスの達成により慣習として支出する贈呈用記念品購入費用※、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用の実費を、保険金額を限度にお支払いします。※貨紙幣、商品券、プリペイドカード等は対象外となります。ただし、達成記念として特に作成したプリペイドカードは対象となります。</p> <p>(注1) 日本国内の9ホール以上ある有料ゴルフ場において、他の同伴競技者1名以上（ゴルフ場が主催・共催する公式競技の場合を除きます。）と、パー（基準打数）35以上の9ホールを正規にラウンドした場合に限ります。</p> <p>(注2) 保険金のお支払いには、次の全ての方が署名捺印した弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書のご提出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同伴競技者●ゴルフ場の責任者 ●ゴルフ場所属の競技同伴キャディ（競技同伴キャディがいない場合はホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撲したゴルフ場の従業員等）
天災危険補償特約	<p>保険金※のお支払対象外である「地震、噴火または津波によるケガ」を保険金※のお支払対象とします。 ※死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、傷害医療費用保険金、介護保険金</p>

◆特約をセットする場合のご注意

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容をご要望に沿った内容であることをご確認ください。

4 保険期間

この保険の保険期間は3年から10年までの整数年でご設定ください。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

5 引受条件（保険金額等）

保険金額等の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険金額等については、申込書にてご確認ください。

- (1) 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- (2) 入院保険金日額、通院保険金日額にはそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています。
- (3) 既に他の傷害保険契約をご契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。
- (4) 死亡に関する保険金額は、次の①、②のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。

① 満15歳未満の方を被保険者とする場合

② 被保険者の同意を得ていない場合（ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。）

（注）特約により死亡保険金額を追加・増額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額後の金額によります。

- (5) 被保険者の年齢によっては、継続契約であってもご契約をお受けできない場合があります。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・満期返りい金・お仕事の内容（「交通事故傷害危険のみ補償特約」または「就業中の危険補償対象外特約」をセットした契約を除きます。）等により決定されます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法および払込手段は、以下の方法からお選びください。詳しくは、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでお問い合わせください。

払込手段	一時払	払込方法	
		初回保険料	分割払※1 2回目以降
口座振替方式	○ ※2	○ ※2	○
直接集金方式	○	○	○
団体扱・集団扱※3	×	○	○

※1 分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。

※2 「初回保険料口座振替特約」がセットされた契約に限ります。

※3 お勤め先や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能ですが（団体扱契約・集団扱契約）。この場合、年12回分割払となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険では、保険期間が満了し保険料全額のお支払いが終了している場合は、所定の満期返れい金をお支払いします。また、お支払いいただいた積立部分の保険料が予定の利回りを超えて運用された場合は、満期時に満期返れい金に加えて契約者配当金をお支払いします。お支払いする契約者配当金の額は満期返れい金、保険期間および保険料の払込方法により異なります。なお、積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えた場合には、契約者配当金はお支払いいたしません。

(注1) 最終保険年度の保険料の払込方法が、月払・団体扱・集団扱の場合、満期返れい金は次の保険料を差し引いた金額となります。

保険料の払込方法等		満期返れい金から差し引く保険料
月払	口座振替方式	保険始期応当日（満期日）が各月の1日～15日 最終1回分の保険料
	直接集金方式	保険始期応当日（満期日）が各月の16日～末日 なし
団体扱・集団扱		最終1回分の保険料
		原則最終3回分の保険料

(注2) (注1) の保険料以外に、未払込保険料、保険料の振替貸付金および契約者貸付金の元利合計額がある場合は、その額を満期返れい金から差し引きます。

(注3) ◆「5. 保険契約の終了」に記載の事由により、保険契約が終了した場合は、満期返れい金および契約者配当金はお支払いいたしません。

5. 保険契約の終了

同一保険年度内に生じた事故によるケガに対して被保険者全員につき次のいずれかの保険金をお支払いした場合は、ご契約はその保険金支払いの原因を被った時点で終了します。この場合、一時払のご契約については、弊社の定める方法により計算した返れい金をお支払いします。

① 死亡保険金

② 後遺障害保険金の支払額の合計額がその被保険者の死亡・後遺障害保険金額に相当する額となる後遺障害保険金

6. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。弊社の定めるところにより解約返れい金をお支払いいたします。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

ご契約いただくお客さまへのお願い

ご契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

注意喚起情報のご説明

- ご契約に際してお客様にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には◆印を付けておりますので、必ずご確認ください。

1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について

ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(1) お客様がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。

(2) クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社の本社【送付先】あてに必ず郵便にてご通知ください。

※ 取扱代理店・営業社員では、クーリングオフのお申出を受け付けことはできません。

(3) クーリングオフされた場合には、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、取扱代理店・営業社員および弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただくことがあります。

(4) クーリングオフできない場合

次のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団などによるご契約
- 質権が設定されたご契約
- 保険金または満期返り金などの請求権が担保として第三者に譲渡されたご契約
- 「通信販売特約」により申し込まれたご契約

なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

(5) クーリングオフをご希望される場合は、はがきまたは封書にて次の必要事項をご記入のうえ、郵送してください。

①ご契約をクーリングオフする旨の記載

②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名（捺印）、ご連絡先電話番号

③ご契約を申し込まれた保険の内容

・申込年月日・保険商品名・証券番号〔申込書（お客様控）の右上に記載されています。〕または領収証番号

④ご契約を申し込まれた取扱代理店・営業社員名（できましたら、取扱営業店名についてもご記入ください。）

【送付先】〒567-8581 大阪府茨木市豊川5-22-10

富士火災海上保険株式会社 ビジネスプロセス統括部 クーリングオフ受付係

2. 告知義務・通知義務等

1 契約締結における注意事項（申込書の記載上の注意事項）

(1) ◆告知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約時に弊社が質問する重要な事項について事実を正確に回答していただく義務（告知義務）があります。申込書の告知事項について記載がなかったり、記載内容が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできることや、ご契約を解除させていただくことがあります。

【告知事項】

①被保険者の職業・職務（「交通事故傷害危険のみ補償特約」または「就業中の危険補償対象外特約」をセットした契約を除きます。）

②他の同種の保険契約・共済契約の有無。有の場合は、その金額

(2) ◆死亡保険金受取人の指定・変更について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を死亡保険金受取人とされる場合または死亡保険金受取人を変更される場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままご契約をされた場合で、死亡保険金受取人が法定相続人以外の場合

は、保険契約は無効となります。

2 契約締結後の留意事項（通知義務等）

(1) ◆通知義務

ご契約後、次の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店・営業社員にご通知ください。故意または重大な過失により、遅滞なくご通知いただけなかった場合、変更後に生じた事故によるケガ等については、お支払いする保険金を削減させていただくことがあります。

【通知事項】

被保険者の職業・職務（「交通事故傷害危険のみ補償特約」または「就業中の危険補償対象外特約」をセットした契約を除きます。）

(2) ◆引受範囲外

変更後のお仕事の内容が弊社のお引受可能な範囲を超える場合（プロボクサー、プロレスラー、力士等）には、保険契約を解除する場合があります。保険契約を解除した場合におきまして、そのお仕事の変更後に生じた事故については保険金をお支払いいたしません。（「交通事故傷害危険のみ補償特約」または「就業中の危険補償対象外特約」をセットした契約を除きます。）

(3) ◆被保険者による保険契約の解除請求

ご契約者と異なる方を被保険者とする契約において、この保険契約の被保険者となることについて同意をしていなかった場合など一定の条件に該当するときは、その被保険者はご契約者に対してこの保険契約の解除を求めるすることができます。被保険者からの解除の請求があった場合には、ただちに取扱代理店・営業社員までご通知ください。

(4) ◆その他ご連絡いただきたい事項

ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。

3 保険金額の累積による解除について

◆他の保険契約との重複により保険金額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態となった場合、弊社はこの保険契約を解除することがあります。

3. 保険責任開始期

(1) ◆保険責任は、保険期間の初日の午後4時（申込書またはセットする特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。

(2) ◆「初回保険料口座振替特約」などの特約をセットした場合は、保険料の払込猶予があります。払込猶予の期間内に所定の保険料のお支払いがない場合、保険期間の初日以降に発生した事故によるケガ等に対しては保険金をお支払いできません。また、上記特約などをセットせず保険料の払込猶予がないご契約の保険料は、ご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故によるケガ等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

◆この保険では、次のケガ等に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。

- ① ご契約者・被保険者の故意または重大な過失によるケガ
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為などによるケガ
 - ③ 戦争、外国の武力行使、暴動等によって生じたケガ
 - ④ 核燃料物質等によって生じたケガ
 - ⑤ 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ
 - ⑥ むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) ◆第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日※までにお支払いください。

※口座振替方式の場合、金融機関所定の振替日（通常は該当月の26日）が保険料払込期日となります。

(2) ◆払込期日の属する月の翌月末日までに分割保険料のお支払いがない場合には、ご契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、弊社の定める範囲内で払い込まれなかった保険料に相当する額を自動的にご契約者に貸し付け、保険料に充当します。これを保険料の振替貸付といいます。利息は弊社の定める利率で計算し、ご契約が終了となる保険金・満期返れい金などのお支払いの際にこの貸付金がある場合は、その元利合計額を差し引いてお支払いします。保険料の振替貸付ができない場合には、保険契約は失効し、保険金をお

支払いできなくなりますのでご注意ください。

6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。弊社の定めるところにより解約返れい金をお支払いいたします。なお、お支払いいただいた保険料には、保険金のお支払いや保険事業の運営経費に充てられる部分が含まれていますので、解約返れい金は、一般的にお支払いいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。また、保険料の振替貸付金および契約者貸付金の元利合計額がある場合は、その額を解約返れい金から差し引きます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金・満期返れい金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。この保険契約は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。全額補償されるものではありません。保険金・満期返れい金・解約返れい金等は原則として次の割合で補償されます。

	補償部分（保険金・解約返れい金）	積立部分（満期返れい金・解約返れい金等）
補償割合	90 %※	80 %

※保険期間 5 年超の契約で、主務大臣の定める率より高い予定利率を適用している契約については、90 % から追加で引き下げられことがあります。

(注) 予定利率が変更された場合は、上記割合を下回ることがあります。

詳しくは、弊社ウェブサイト (<http://www.fujikasai.co.jp/>) をご覧いただか、取扱代理店・営業社員までお問い合わせ下さい。

8. 事故が発生した場合の手続き

- (1) この保険契約で保険金をお支払いする事故が発生したときは、30 日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ 24 コンタクトセンターまでご連絡ください。
- (2) 被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人（親権者、成年後見人等）がいらっしゃらない場合に、次の①～③の方により保険金を請求いただくことができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - ② 被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族（①の配偶者がいらっしゃらない場合または①の配偶者に保険金を請求できない事情がある場合）
 - ③ ①以外の配偶者または②以外の 3 親等内の親族（①、②の方がいずれもいらっしゃらない場合または①、②の方いずれにも保険金を請求できない事情がある場合）
- (3) 賠償責任に関する特約をセットしたご契約で、賠償事故の際、被害者の方から損害賠償請求を受けられた、または訴訟された場合は、ただちにご連絡ください。なお、弊社は、被害者の方と直接示談交渉はいたしません。弊社にご相談いただきながら、被保険者ご自身が、被害者の方と示談交渉してください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注) 保険期間の初日が平成 24 年 10 月 1 日以降のご契約の場合は、個人賠償責任特約に「賠償事故解決特約」が自動的にセットされますので、示談交渉は原則として弊社で行います。

- (4) 保険金請求権につきましては、時効（3 年）がありますので、注意してください。

- (5) 保険金を請求する際には、次表のうち弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書など
請求権者であることの確認	戸籍謄本など
保険事故発生の確認	交通事故証明書など
損害額の確認	診断書、治療費領収書など
被保険者であることの確認	健康保険証（写）、住民票、従業員証明書など
その他	同意書（医療機関照会用）、運転免許証（写）など

弊社では、保険金のご請求手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、普通保険約款・特約に定めております特別な調査等が必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

契約概要・注意喚起情報のほか、ご注意いただきたいこと

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」などの特約をセットされた場合を除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することといたしますので、お確かめください。
- (2) ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しないときは、弊社取扱営業店にご照会ください。
- (3) 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- (4) 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結時および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。
- (注) 具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っております。
- (5) 「お客様に関する情報のお取扱い」に関するご説明を申込書「お客様控」の裏面または別紙に記載しておりますのであわせてお読みください。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

- (1) 保険証券は大切に保管してください。満期返れい金をご請求の際またはご契約を解約される場合等に保険証券をご提出いただく必要があります。
- (2) ご契約者は、被保険者が死亡されるまでは、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、弊社へのご通知が必要となります。また、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (3) 満期返れい金請求権につきまして、時効（3年）がありますので、注意してください。

用語のご説明

この説明書において使用している用語のご説明です。（50音順に記載しています。）

用語	ご説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
交通乗用具	自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶などをいいます。
失効	ご契約の効力を、その時以降失うことをいいます。
重度の後遺障害	両眼の失明、咀しゃくおよび言語の機能の全廃等の障害をいいます。なお、同一の事故により2種類以上の後遺障害が生じた場合には、その保険金支払割合が89%に達する場合を含みます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。
保険年度	初年度については保険始期から1年間。第2年度目以降については毎年迎える保険始期応当日から1年間とします。
未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。

傷害総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
一部負担金	公的医療保険制度における療養の給付等（注）の支払の対象となる療養について被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金および一部負担金に相当する費用をいいます。 (注) 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
介護保険金年額	保険証券記載の介護保険金年額をいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	以下の法律に基づく制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
重度後遺障害	次のいずれかに該当する後遺障害をいいます。（注） ① 別表2の第1級に掲げる後遺障害 ② 別表2の第2級に掲げる後遺障害 ③ 別表2の第3級（3）に掲げる後遺障害 ④ 別表2の第3級（4）に掲げる後遺障害 ⑤ 第6条（後遺障害保険金の支払）（3）の規定に基づき、①から④までのいずれかに該当するとみなされる後遺障害 (注) 第6条（4）の規定を適用する場合の保険金支払割合または同条（5）の規定を適用する場合の割合が別表2の第2級に対する保険金支払割合以上である場合を含みます。
重度後遺障害による要介護状態	重度後遺障害が生じた場合で、かつ医師の診断により別表5に掲げる介護が必要な状態と認められる場合をいいます。
傷害医療費用保険金額	保険証券記載の傷害医療費用保険金額をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、傷害医療費用保険金または介護保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（注）をいいます。 (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
無効	この保険契約のすべての効力を、保険期間の初日に遡って失うことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
労働者災害補償制度	以下の法律に基づく制度をいいます。 ① 労働者災害補償保險法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害およびその傷害を被ったことにより生じた損害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。
(2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合の一つ)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、糖尿病または心神喪失
⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行
⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の

業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注6) 使用済燃料を含みます。

(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がわかるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害または損害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア、乗用具等を用いて道路上で競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間にについては、保険金を支払います。

イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間にについては、保険金を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条 (死亡保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) 第34条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死後保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死後保険金を死後保険金受取人に支払います。

(3) 第34条(死亡保険金受取人の変更)(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死後保険金を死後保険金受取人に支払います。

第6条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表2に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それそれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に身体に障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する割合 - 該当する等級に対する保険金支払割合 = 適用する割合

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条 (入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。

① 入院した場合

② 別表3のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合

(2) (1)の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{入院保険金日額} \times (1) \text{ ①または②に該当した日数} = \text{入院保険金の額}$$

(3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判断を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条で定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

(5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられたる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して入院保険金を支払いません。

(6) 当会社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表4に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{手術の種類に応じた別表4に掲げる倍率} = \text{手術保険金の額}$$

(注) 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第8条 (通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなった時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90日を限度とします。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するため被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられたる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して通院保険金を支払いません。

第9条 (傷害医療費用保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、治療(注)を受けた場合は、治療費用等を被保険者が負担したことによって被った損害に対して、この条の規定に従い傷害医療費用保険金を被保険者に支払います。

(注) 痛手および義足の修理を含みます。

(2) (1)の治療費用等とは、事故の発生の日から180日以内の公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間に、傷害の治療のために被保険者が現実に支出した次の費用の合計額をいいます。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなった時以降の治療に要した費用は含みません。

① 公的医療保険制度における一部負担金

② 入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものとの額

③ 差額ベッド代(注1)

④ 入院、転院(注2)または退院のための被保険者に係る移送費および交通費

(注1) 医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。

(注2) 入院している患者が治療・検査を受けるために、医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。

(3) (1)の損害の額は、(2)の治療費用等の合計額から次のいずれかの給付等があるときはその額を差し引いた額とします。

- ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付（注1）
 ② 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
 ③ 被保険者が被った損害をてん補するために行われたその他の給付（注2）
 (注1) 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）を含みます。
 (注2) 他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。
- (4) 当会社は、1事故につき次の算式により算出された額を傷害医療費用保険金として支払います。

損害の額（注1）－ 保険証券記載の免責金額 = 傷害医療費用保険金の額（注2）

- (注1) (2) の治療費用等の合計額から (3) の給付等の額を差し引いた金額をいいます。
 (注2) 1事故につき傷害医療費用保険金額を限度とします。
 (5) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を傷害医療費用保険金として支払います。
 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この保険契約の支払責任額
 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 (6) (5) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（介護保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害による要介護状態となった場合は、要介護期間（注）に対して、1年間につき、介護保険金年額を、介護保険金として被保険者に支払います。なお、要介護期間（注）に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。

(注) 事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。

- (2) 当会社は、いかなる場合においても、重度後遺障害による要介護状態でなくなった日以降の期間に対しては、介護保険金を支払いません。

- (3) 被保険者が介護保険金の支払を受けられる期間中さらに介護保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては介護保険金を支払いません。

第11条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が見つからないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第12条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- (2) 正當な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第13条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第14条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害または損害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出せ、

当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 ⑤ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が事実を告げることを妨げた場合
 ⑥ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、事実を告げないこまたは事実と異なることを告げることを勧めた場合
 (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が傷害または損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかるわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した傷害または損害については適用しません。

- (6) (3)および(6)の規定は、(3) (5)および(6)に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も、(1)と同様とします。

- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく、(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注3）があつた後に生じた事故による傷害または損害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- (注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
 (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
 (注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があつた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずして発生した傷害または損害については適用しません。

- (注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (6) (3)の規定にかかるわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなつた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (注1) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

- (注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものとります。

- (7) (6)の規定による解除が傷害または損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかるわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害または損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第16条（保険契約者の住所変更）

- 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第17条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあつた場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
 ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注1）に、その被保険者の同意を得なかつたとき
 ③ 保険契約者以外の者を被保険者とする死亡保険金のみを補償する保険契約（注2）について、その被保険者の同意を得なかつた場合
 (注1) 保険契約者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。
 (注2) 特約を付帯することにより、この約款第6条（後遺障害保険金の支払）から第10条（介護保険金の支払）までに規定するいすれの保険金も補償対象外とした保険契約をいいます。

第18条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第19条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会

社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を取り消すことができます。

第20条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第21条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害または損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1) の規定による解除が傷害または損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害または損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第22条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることがあります。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 前条（1）③に規定する事由が生じたとき。

④ ②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑤までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3) の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第23条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 第14条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第15条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があつた後に生じた事故による傷害または損害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(6) (1) および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第25条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第17条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還－取消しの場合）

第19条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第27条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 次に掲げる規定のいずれかにより、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

① 第14条（告知義務）（2）
② 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）
③ 第21条（重大事由による保険契約の解除）（1）
④ 第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）

(2) 第20条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第28条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、または被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合はまたは遭難した場合は、保険契約者はまたは保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) (1) および（2）の場合において、保険契約者、被保険者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(4) 保険契約者、被保険者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、（1）から（3）までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）、（2）、（3）もしくは（4）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
 - イ. 事故の発生の日からその日のを含めて 180 日を経過した時
 - ③ 入院保険金および手術保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になつた時
 - イ. 被保険者が第 7 条（入院保険金および手術保険金の支払）(1) ①および②のいずれにも該当しない程度になつた時
 - ウ. 事故の発生の日からその日のを含めて 180 日を経過した時
 - ④ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になつた時
 - イ. 通院保険金の支払われる日数が 90 日に達した時
 - ウ. 事故の発生の日からその日のを含めて 180 日を経過した時
 - ⑤ 傷害医療費用保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になつた時
 - イ. 事故の発生の日からその日のを含めて 180 日を経過した時
 - ウ. 被保険者が第 9 条（傷害医療費用保険金の支払）に規定する治療費等を負担した時
 - ⑥ 介護保険金については、次のそれぞれの時
 - ア. 重度後遺障害による要介護状態であることを医師が診断した日の 1 年後の応当日
 - イ. 上記アの日以降被保険者が継続して要介護状態にある場合は、上記アの日の 1 年ごとの応当日を経過した日
 - ウ. 重度後遺障害による要介護状態でなくなった時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表 7 に掲げる書類のうち当会社が求めるもの提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の 3 親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容もしくは傷害または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 正當な理由がなく（5）の規定に違反した場合
 - ② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 提出書類（注）または証拠を偽造しましたまたは変造した場合
- （注）(2)、(3) または(5) の書類をいいます。

第 30 条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注 1）からその日のを含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注 2）または傷害の程度、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者があるする損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注）保険料額を含みます。

- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注 1）からその日のを含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による検査・調査結果の照会（注 3） 180 日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
 - ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正當な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力をを行わなかった場合を含みます。
- （4）（1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 31 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第 28 条（事故の通知）の規定による通知または第 29 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害または損害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることがあります。

- (2) (1) の規定による診断または死体の検案（注 1）のために要した費用（注 2）は、当会社が負担します。
- （注）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （注）収入の喪失を含みません。

第 32 条（時効）

- 保険金請求権は、第 29 条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 33 条（代位）

- (1) 当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
- (2) (1) の規定にかかわらず、第 9 条（傷害医療費用保険金の支払）の損害が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して傷害医療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の全額を傷害医療費用保険金として支払った場合
 - ② 被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
- （注）①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、傷害医療費用保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (3) (2) の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き継ぎき有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 保険契約者、被保険者および傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（2）もしくは（3）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 34 条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が更変前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた

後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

- (7) (2) より (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (7) の規定にかかわらず、この保険契約が死亡保険金のみを補償する保険契約（注）の場合は、(2) より (5) の規定による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (注) 特約を付すことにより、この約款第6条（後遺障害保険金の支払）から第10条（介護保険金の支払）までに規定するいずれの保険金も補償対象外とした保険契約をいいます。

(9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

(10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第35条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を社団法人日本損害保険協会（注）に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 被保険者の同意の有無
- ④ 死亡保険金受取人の氏名
- ⑤ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- ⑥ 保険期間
- ⑦ 当会社名

（注）以下「協会」といいます。

(2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

(3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第38条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第39条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第40条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

- 山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッッククライミング（フリーカラーミングを含みます。）
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラブレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 後遺障害等級表（保険期間の初日が2011年9月以前契約用）

※保険期間の初日が2011年10月以降のご契約は、次に掲載しています「別表2 後遺障害等級表（保険期間の初日が2011年10月以降契約用）」をご覧ください。

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 上両肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 上両肢の用を全廢したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廢したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 上両肢を手関節以上で失ったもの (6) 下両肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聽力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廢したもの (7) 1下肢の用を全廢したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%

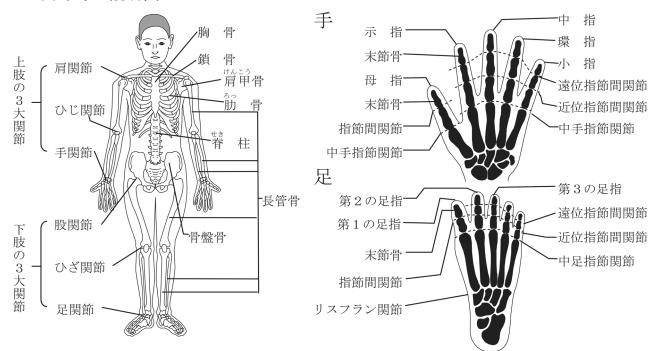
第6級	(1) 兩眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 兩耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50 %	
第7級	(1) 1眼が失明し、他の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 兩耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 兩足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 女性の外貌に著しい醜状を残すもの (13) 兩側の睾丸を失ったもの	42 %	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34 %	
第9級	(1) 兩眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 兩眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 兩眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 兩耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 生殖器に著しい障害を残すもの	26 %	
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 兩耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20 %	
第11級	(1) 兩眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 兩眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 兩耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15 %	
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以外の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 男性の外貌に著しい醜状を残すもの (15) 女性の外貌に醜状を残すもの	10 %	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 兩眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまたはまづげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7 %	
	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまづげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの		

第14級	(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの (10) 男性の外貌に醜状を残すもの	4 %
------	---	-----

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 「外貌」とは顔面・頭部・頸部をいいます。

注3 関節等の説明図



別表2 後遺障害等級表（保険期間の初日が2011年10月以降契約用）

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したるもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89 %
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78 %
	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの	

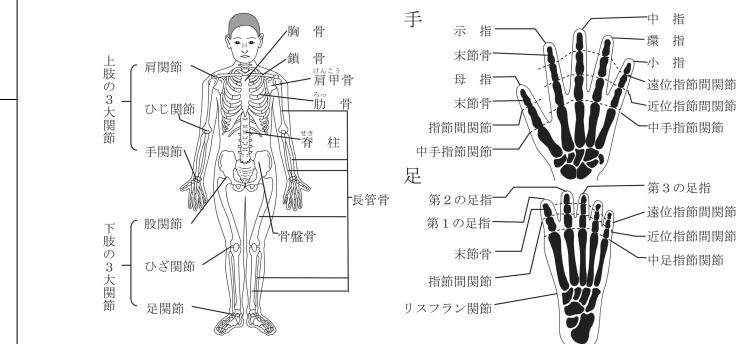
第4級	(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69 %
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神經系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59 %
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50 %
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神經系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42 %
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34 %
	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	

第9級	(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 兩耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26 %	第13級 (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたものの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したものの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7 %
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 兩耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難困がある程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20 %	第14級 (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %
第11級	(1) 兩眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 兩眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 兩耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15 %		
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以外の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10 %		
	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの			

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいです。

注2 「外貌」とは顔面・頭部・頸部をいいです。

注3 関節等の説明図



別表3 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）②の入院保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
2. 嘔しゃくまたは言語の機能を失っていること。
3. 両耳の聴力を失っていること。
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
5. 1下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

注1 4.号の規定中「手関節」および「関節」については別表2注3の関節等の説明図によります。

注2 4.号の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（6）の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm未満は除く。）	20
（2）瘢痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） （1）筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、韌帯の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢関節観血手術、韌帶観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
（2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢骨観血手術	10
（2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
（2）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 （1）指移植手術	40
7. 鎮骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） （1）脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） （1）頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
（2）頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術 （1）手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
（2）脊髓硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術 （1）涙嚢摘出術	10
（2）涙嚢鼻腔吻合術	10
（3）涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） （1）眼瞼下垂症手術	10

(2) 結膜囊形成術	10
(3) 眼窩プローアウト（吹抜け）骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球、眼筋の手術 （1）眼球内異物摘出術	20
（2）レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
（3）眼球摘出手術	40
（4）眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
（5）眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術 （1）角膜移植術	20
（2）強角膜塵孔閉鎖術	10
（3）強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術 （1）観血的前房・虹彩異物除去術	10
（2）虹彩瘻着剥離術、瞳孔形成術	10
（3）虹彩離断術	10
（4）緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2)に該当する。）	20
16. 網膜の手術 （1）網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
（2）網膜光凝固術	20
（3）網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術 （1）白内障・水晶体観血手術	20
（2）硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	20
（3）硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術 （1）耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
（2）観血的鼓膜・鼓室形成術	20
（3）乳突洞開放術、乳突削開術	10
（4）中耳根本手術	20
（5）内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。） （1）鼻骨観血手術	10
（2）副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭・扁桃、喉頭、気管の手術 （1）気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
（2）喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術 （1）甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨・頸関節の手術（抜釘術を除く。） （1）頸骨・上頸骨・下頸骨・頸関節観血手術（頸関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術 （1）胸郭形成術	20
（2）開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
（3）胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	

(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、 ^{じゆ} 男性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎孟 ^{しゆもん} ・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切斷術	40
(5) 睾丸・副睪丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巢・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経産操作を除く。）	20
(7) 膀胱襲閉鎖術	20
(8) 造瘻術	20
(9) 膜壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳 ^{いん} ・咽頭 ^{いんとう} ・喉頭 ^{こうとう} ・食道 ^{しょくど} ・気管 ^{きわん} ・気管支 ^{きわんし} ・心臓 ^{じんぞう} ・血管 ^{かわん} ・胸 ^{むね} ・腹部臓器 ^{ふくぶうぞうき} 、尿管 ^{じうかん} 、膀胱 ^{ぼうこつ} 、尿道 ^{じうどう} の手術（検査および処置は除く。）	10

別表5 第1条（用語の定義）「重度後遺障害による要介護状態」における介護が必要な状態

- 終日就寝しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。
- 歩行の際に、補助用具（義手・義足・車いす等をいいます。以下同様とします。）を用いても、下表の①に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
 - 次のいずれかの行為の際に、補助用具を用いても、それぞれ下表の②から⑤までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるため、常に他人の介護が必要であること。

- (I) 食事
- (II) 排せつ
- (III) 入浴
- (C) 衣類の着脱

<表>

① 歩行

- 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
- 自分では寝返りおよびベッド上での小移動しかできない。
- 自分では全く移動することができない。

② 食事

- 食器または食物を工夫しても自分では食事できない。
- 自分では全く食事ができない（身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む）。

③ 排せつ

- 自分では拭取りの始末ができない。
- 自分では座位を保持できない。
- かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
- 医師から絶対安静を命じられているため、しごき等を使用している。

④ 入浴

- 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
- 自分では浴槽の出入りができない。
- 自分では全く入浴ができない。

⑤ 衣類の着脱

- 衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

別表6 短期率表

短期率表は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表7 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院・手術	通院	傷害医療費用	介護
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○	○
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書		○	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検査書		○					
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	○	○	
8. 公的保険制度の下で、病院等に対して一部負担金等を支払ったことを示す病院等の領収書						○	
9. 第9条(傷害医療費用保険金の支払)(2)④の移送費または交通費を支払ったことを示す領収書						○	
10. 当会社の定める要介護状況報告書							○
11. 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療明細(当会社の定める様式とします。)							○
12. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書							○
13. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書		○					
14. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○	○
15. 被保険者の戸籍謄本		○					
16. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)		○					
17. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○	○	○
18. その他当会社が第30条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行つたために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

特 約

積立型基本特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約者貸付	保険契約者が別表3の規定に従い受けとることができる貸付をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込猶予期間	第2回以後の保険料の払込みの猶予期間をいい、払込期日の属する月の翌月末日まで(注)とします。 (注) 保険料払込方法が月払の場合には、払込期日が保険期間の満了する日の属する月の前々月となる保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。
振替貸付	払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合に、払い込まれなかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、保険契約を有效地に継続させるための貸付をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
保険料払込方法	保険証券記載の保険料の払込方法をいいます。
満期返りい金	保険証券記載の満期返りい金をいいます。

第2条 (保険料の払込方法)

- 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。
- 保険料払込方法が一時払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料を払い込まなければなりません。
- 保険料払込方法が一時払以外の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- 第11条(保険契約の終了)(1)の規定が適用される場合において、同条(1)の死亡保険金支払または後遺障害保険金の原因となった事故が生じた日以降その保険年度末までに払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、同条(1)の死亡保険金または後遺障害保険金の支払を受ける以前に、次に掲げる額を一時に払い込まなければなりません。

① 第11条(1)①の規定が適用される場合

未払込部分の全額

② 第11条(1)②の規定が適用される場合

未払込部分のうちこの特約の保険料に相当する額

- 当会社は、保険料のうち(4)に規定する未払込部分がある場合は、第11条(保険契約の終了)(1)の規定が適用される場合の死亡保険金から(4)に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当するものとします。

第3条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料払込方法を変更することができます。

第4条 (第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)

- 払込猶予期間が保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を満期返りい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

(2) (1)の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、この保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第5条 (保険料の前納)

1) 保険契約者は、当会社の承認を得て将来の保険料を前納することができます。

(2) (1)の規定により前納する保険料については、当会社の定める利率および方法により割り引きます。

第6条 (保険料の振替貸付)

- 第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)の規定にかかるらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、振替貸付を行います。ただし、当会社が振替貸付を行うのは、この払い込まれなかつた保険料と振替貸付を行つた場合に付されるべき(2)の利息の合計額が、払込期日までに払い込まれなかつた保険料の払込みがあつたものとして別表1B表により計算した返りい金(注)を超えない場合に限ります。

(注) 既に振替貸付による貸付金または次条の契約者貸付金がある場合は、その元利合計額を差し引いた残額とします。

- 振替貸付による貸付金の利息は、年6%以内の利率により払込猶予期間の満了日の翌日から次の払込猶予期間の満了日までについて計算し、次の払込猶予期間が満了することに元金に繰り入れます。

- (3) 当会社は、次に掲げる返れい金等のいずれかを支払う場合において、振替貸付による貸付金があるときは、貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。
- ① 第11条（保険契約の終了）(1) の規定が適用される場合の死亡保険金または後遺障害保険金
 - ② 第14条（返れい金の支払－無効または失効の場合）(1) または(2) の返れい金
 - ③ 第17条（返れい金の支払－解除の場合）(1) の返れい金
 - ④ 第18条（満期返れい金の支払）(1) の満期返れい金

第7条（契約者貸付）

- (1) 保険契約者は、別表1B表により計算した返れい金（注）の90%の範囲内で、契約者貸付を受けることができます。

(注) 契約者貸付または振替貸付による貸付金がある場合は、その元利合計額を差引いた残額とします。

- (2) 契約者貸付を受ける場合の取扱いは、別表3とのおりとします。

- (3) 契約者貸付を受けている場合において、普通保険約款もしくはこれに付帯された特約に規定する保険金請求権または返れい金請求権のいずれかに質権を設定するとき、またはこれらの人権のいずれかを譲渡するときには、保険契約者はあらかじめ、書面により当会社の承諾を得なければなりません。

第8条（契約者貸付の返済への充当）

- 当会社は、次に掲げる返れい金等のいずれかを支払う場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。

- ① 第11条（保険契約の終了）(1) の規定が適用される場合の死亡保険金または後遺障害保険金
- ② 第14条（返れい金の支払－無効または失効の場合）(1) または(2) の返れい金

- ③ 第17条（返れい金の支払－解除の場合）(1) の返れい金
- ④ 第18条（満期返れい金の支払）(1) の満期返れい金

第9条（契約者貸付と振替貸付との関係）

- 保険契約者は、契約者貸付を受けている場合においては、次の①および②の元利合計額を合計した額が第6条（保険料の振替貸付）(1) ただし書の返れい金を超えない場合に限り、同条の規定の適用を受けることができます。
- ① 振替貸付による貸付金については、払込猶予期間の満了日の翌日から次の払込猶予期間の満了日までについて計算した元利合計額（注）
 - ② 契約者貸付による貸付金については、貸付を受けた日から①の計算期間末日までについて計算した元利合計額

(注) 既に振替貸付による貸付金がある場合は、その元利合計額を含みます。

第10条（保険契約の失効）

- (1) 振替貸付による貸付金および契約者貸付による貸付金について、前条と同様の計算期間、方法により元利合計額（注1）を計算し、その合計額が別表1B表により計算した返れい金を超える場合は、この保険契約は、払込猶予期間の満了日（注2）の翌日から効力を失います。

(注1) 保険料払込方法が一時払の保険契約で契約者貸付による貸付金について貸付期間満了日までに元利合計額の返済がなされない場合は、別表3に規定する貸付期間延長後の貸付期間満了日における元利合計額とします。

(注2) 保険料払込方法が一時払の保険契約の場合には、貸付期間満了日とします。

- (2) 保険契約締結の後、普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって被保険者が死亡した場合は、保険契約は効力を失います。

第11条（保険契約の終了）

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった傷害を被った時に終了します。

- ① 普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）(1) の死亡保険金が支払われた場合
- ② 同一保険年度内に生じた事故による傷害に対する普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払額の合計額が保険金額に相当する額となつた場合（注）

(注) この保険契約に付帯された特約の規定により、後遺障害保険金が増額して支払われる場合には、この規定を適用するときの後遺障害保険金は、増額して支払われる前のものをいいます。

- (2) 当会社が(1)の死亡保険金または後遺障害保険金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額（注）を、第6条（保険料の振替貸付）(3) および第8条（契約者貸付の返済への充当）の規定によりその保険金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、その保険金から差し引き、その残額を支払います。

(注) 第2条（保険料の払込方法）(5) に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 普通保険約款第14条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要がある場合は、当会社は、同条(3)の規定による承認した日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料率と変更後の保険料率の差に基づき計算した保険料を一括して返還または請求します。

(2) (1)の場合において、保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、変更

前の保険料率と変更後の保険料率の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (3) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた日（注2）の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。なお、職業または職務の変更の事実（注1）の発生した日（注2）からその日の属する保険年度末までの保険料の差額については、変更前料率（注3）と変更後料率（注4）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注5）に対して月割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第15条（1）または（2）の変更の事実が生じた時をいいます。

(注3) 変更前の職業または職務に対して適用されたべき保険料率をいいます。

(注4) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注5) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第15条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- (4) (3) の場合において、保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注3）が生じた時以降の期間（注4）に対して別表2に規定する未経過料率係数により計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注3) 普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1) または（2）の変更の事実をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、普通保険約款第15条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- (5) (1) 本文または(3) 本文の規定により変更された保険料の払込みについても第4条（第2回以後の保険料の払込みおよび契約の効力）および第6条（保険料の振替貸付）の規定を適用します。

- (6) 当会社は、保険契約者が(1)から(4)までの規定による追加保険料の支払いを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、この保険料の払込みについても第6条（保険料の振替貸付）の規定を準用するものとし、これにより当会社が振替貸付を行った場合には、当会社は、この保険契約を解除することはできません。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払いがなかった場合に限ります。

- (7) (1) お書きまたは(2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(6) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (8) (3) お書きまたは(4) の規定による追加保険料を請求する場合において、(6) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- (9) (1) および(3) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、当会社が保険料の変更可能な払込期日から、保険料を変更します。なお、保険料が変更されるまでの期間の保険料の差額については、当会社の定める方法により計算した保険料を返還または請求します。

- (10) (9) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第13条（保険料の変更－保険料率の改定）

保険期間の中途において、この保険契約に適用されている保険料率が改定された場合でも、当会社は、この保険契約の保険料を変更しません。

第14条（返れい金の支払－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料に年6%以内の利率によって計算した利息をつけて、保険契約者に返れいします。ただし、普通保険約款第17条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、既に払い込まれた保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合（注1）には、当会社は、別表1A表またはB表により計算した返れい金および次の①から③により計算した返れい金の合計額を保険契約者に支払います。

① 保険料払込方法が一時払の場合は、この特約以外の保険料に未経過期間に対する別表2未経過料率係数を乗じて計算した返れい金

② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、この特約以外の保険料について、払込期日が到来した保険料の合計額から既経過期間（注2）に対し月割をもって計算した

保険料を差し引いた額

- (3) 第5条（保険料の前納）の規定により前納した保険料がある場合は、(2)により計算した額および失効日を前納日として同条の規定により計算した保険料

(注) 第11条（保険契約の終了）(1)の規定により保険契約が終了する場合を除きます。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (3) 当会社が(2)の返れい金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額(注)を、第6条（保険料の振替貸付）(3)および第8条（契約者貸付の返済への充当）の規定により(2)の返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、(2)の返れい金から差し引き、その残額を支払います。

(注) 第2条（保険料の払込方法）(5)に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

- (4) (2)の返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がないかぎり、(2)の返れい金支払事由が生じた日または(6)の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。

(5) (4)の規定による(2)の返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

(6) 保険契約者が(2)の返れい金の支払を受けようとするときは、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第15条（返れい金の支払一終了の場合）

- (1) 第11条（保険契約の終了）(1)の場合には、当会社は、返れい金を支払いません。ただし、保険料払込方法が一時払(注1)の保険契約または第5条（保険料の前納）(1)の規定により保険料を前納した保険契約については、当会社は、次の①または②により計算した返れい金を保険契約者に支払います。

① 保険料払込方法が一時払(注1)の場合は、次のア、イの合計額

ア、別表1C表により計算した返れい金

イ、この特約以外の保険料に別表2未経過料率係数(注2)を乗じて計算した返れい金

② 第5条（保険料の前納）の規定により前納した保険料がある場合は、終了日を前納日として第5条の規定により計算した保険料(注3)

(注1) 保険料の全額が払い込まれている場合を含みます。

(注2) 保険契約が終了した日の属する保険年度を経過した後の期間に対するものを適用します。

(注3) 保険契約が終了した日の属する保険年度を経過した後の保険料が前納されている期間に対する保険料について計算します。

- (2) 第11条（保険契約の終了）(1)②の場合には、当会社は、次の①および②により計算した返れい金を保険契約者に支払います。

① 保険料払込方法が一時払(注1)の場合は、次のア、イの合計額

ア、別表1C表により計算した返れい金

イ、この特約以外の保険料に、保険契約が終了した日による別表2未経過料率係数を乗じて計算した返れい金

② 保険料払込方法が一時払(注1)以外の場合は、この特約以外の保険料について、払込期日が到来した保険料の合計額から既経過期間(注2)に対し月割をもって計算した保険料を差し引いた額。ただし、第5条（保険料の前納）の規定により前納した保険料がある場合は、この特約以外の保険料について、終了日を前納日として第5条の規定により計算した保険料(注3)

(注1) 保険料の全額が払い込まれている場合を含みます。

(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 保険契約が終了した日後の保険料が前納されている期間に対する保険料について計算します。

- (3) 当会社が(1)ただし書または(2)の返れい金を支払う場合には、前条(4)から(6)までの規定を適用します。

第16条（保険料の返還一取消しの場合）

普通保険約款第19条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第17条（返れい金の支払一解除の場合）

(1) 保険契約が解除となる場合には、当会社は、別表1A表またはB表により計算した返れい金および次の①から③により計算した金額の合計額を保険契約者に支払います。

① 保険料払込方法が一時払の場合は、この特約以外の保険料に未経過期間に対する別表2未経過料率係数を乗じて計算した返れい金

② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、この特約以外の保険料について、払込期日が到来した保険料の合計額から既経過期間(注)に対し月割をもって計算した保険料を差し引いた額

③ 第5条（保険料の前納）の規定により前納した保険料がある場合は、(2)により計算した額および解除日を前納日として同条の規定により計算した保険料

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 当会社が(1)の返れい金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額(注)を、第6条（保険料の振替貸付）(3)および第8条（契約者貸付の返済への充当）の規定により(1)の返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、(1)の返れい金から差し引き、その残額を支払います。

(注) 第2条（保険料の払込方法）(5)に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

- (3) 当会社が(1)または(2)の規定により(1)の返れい金を支払う場合には、第14条（返れい金の支払一無効または失効の場合）(4)から(6)までの規定を適用します。

第18条（満期返れい金の支払）

(1) 当会社は、保険期間が満了した場合において、保険料全額の払込み(注)が完了しているときは、満期返れい金を保険契約者に支払います。ただし、第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)、第6条（保険料の振替貸付）(3)および第8条（契約者貸付の返済への充当）の規定により満期返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、満期返れい金から差し引き、その残額を支払います。

(注) 第4条(1)の規定に基づき満期返れい金から差し引くことによる保険料の払込みおよび振替貸付による保険料の払込みを含みます。

- (2) 満期返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がないかぎり、(1)の満期返れい金の支払は(注)の翌日から起算して20日以内に行います。

(注) 保険期間が満了した日または(4)の満期返れい金の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い方の日をいいます。

- (3) (2)の規定による満期返れい金の支払は、保険契約者または満期返れい金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(4) 保険契約者が満期返れい金の支払を受けようとする場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第19条（契約者配当金の支払い）

(1) 当会社は、積立保険料の運用益が当会社の予定した利率(注)に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、所定の方法により計算した金額を、契約者配当金として保険契約者に支払います。

(注) 保険料、満期返れい金を算出する際に用いた利率をいいます。

(2) 契約者配当金は、保険期間が満了した契約に対して、満期返れい金とともに支払います。

(3) 契約者配当金の請求方法等については、前条(2)から(5)までの規定を準用します。

第20条（時効）

満期返れい金請求権および契約者配当金請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条（この特約が付帯された保険契約との関係）

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約もまた同時に終了するものとします。

第22条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第18条（保険契約の失効）および第24条（保険料の返還または請求一告知義務・職務または職務の変更に関する通知義務等の場合）から第27条（保険料の返還一解除の場合）までの規定は適用しません。

第23条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（死亡保険金の支払）(1)の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」

② 第6条（後遺障害保険金の支払）(6)の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して」

③ 第13条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「保険料領収前」とあるのは「保険料払込方法が一時払の場合には一時払保険料領収前、一時払以外の場合には第1回保険料領収前」

第24条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次の各号とのおり取扱います。

- ① 第11条（保険契約の終了）(1)の規定中「次のいずれかに該当した場合は」とあるのは「家族特約第2条（被保険者の範囲）」に規定する被保険者全員について、同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して、次に掲げるいずれかの保険金を支払った場合は」、同条(1)の規定中「同一保険年度内に生じた事故による傷害に対する普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金」とあるのは「普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金」、「保険金額」とあるのは「その被保険者の保険金額」と読み替えて適用します。
- ② 家族特約第4条（当会社の責任限度額）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して」と読み替えて適用します。
- ③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。

第25条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 第11条（保険契約の終了）(1)の規定中「次のいずれかに該当した場合は」とあるのは「家族特約（夫婦用）（被保険者の範囲）」に規定する被保険者全員について、同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して、次に掲げるいずれかの保険

金を支払った場合は」、同条（1）②の規定中「同一保険年度内に生じた事故による傷害に対する普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金」とあるのは「普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金」「保険金額」とあるのは「その被保険者の保険金額」と読み替えて適用します。

② 家族特約（夫婦用）第4条（当会社の責任限度額）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して」と読み替えて適用します。

③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（夫婦用）の規定を適用します。

第26条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

① 第11条（保険契約の終了）（1）の規定中「次のいずれかに該当した場合は」とあるのは「家族特約（配偶者補償対象外用）第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者全員について、同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して、次に掲げるいずれかの保険金を支払った場合は」、同条（1）②の規定中「同一保険年度内に生じた事故による傷害に対する普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金」とあるのは「普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金」「保険金額」とあるのは「その被保険者の保険金額」と読み替えて適用します。

② 家族特約（配偶者補償対象外用）第4条（当会社の責任限度額）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「同一保険年度内に生じた事故による傷害に対して」と読み替えて適用します。

③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（配偶者補償対象外用）の規定を適用します。

第27条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に、交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、この特約第12条（保険料の変更等・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）、（4）および（8）の規定は適用しません。

第28条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 （第14条（返れい金の支払－無効または失効の場合）、第15条（返れい金の支払－終了の場合）、第17条（返れい金の支払－解除の場合）関係）

無効・失効・解約返れい金表（保険期間5年の場合）

1. 年払契約の場合（満期返れい金10万円に対し）

- a. 家族特約、家族特約（夫婦用）および家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯されていない場合
(a) 交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯されていない場合

(単位：円)

払込保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過		
4年分まで	3年経過		
5年分まで	4年経過		

- (b) 交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯されている場合

(単位：円)

払込保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過		
4年分まで	3年経過		
5年分まで	4年経過		

- b. 家族特約、家族特約（夫婦用）または家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯されている場合

(単位：円)

払込保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過		
4年分まで	3年経過		
5年分まで	4年経過		

2. 一時払契約の場合（保険期間の中途中で保険料の全額が払い込まれた場合を含みます。）

（満期返れい金10万円に対し）

- a. 家族特約、家族特約（夫婦用）および家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯されていない場合
(a) 交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯されていない場合

(単位：円)

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			
3年経過			
4年経過			

- (b) 交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯されている場合

(単位：円)

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			
3年経過			
4年経過			

b. 家族特約、家族特約（夫婦用）または家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯されている場合

(単位：円)

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			
3年経過			
4年経過			

(注)

1. 返れい金の計算にあたっては、次に掲げる日を基準日とします。

(1) 第14条（返れい金の支払一無効または失効の場合）(2)においては、この保険契約が失効した日

(2) 第15条（返れい金の支払一終了の場合）(1)ただし書においては、この保険契約が終了した日

(3) 第17条（返れい金の支払一解除の場合）(1)においては、この保険契約が解除された日

2. 半年払・月払契約の場合には、上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。

3. 上記保険期間以外の保険期間の契約場合には、上記保険期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。

4. 経過期間に1年未満の端月数がある契約の場合には、上記経過期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。

5. 保険料が前納されている場合には、経過期間分については上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいし、未経過期間分についてはその払い込まれた保険料の額に当会社の定める利率および方法により計算した利息を付けて返れいします。

6. A表、B表およびC表については、その適用区分を次のとおりとします。

(1) A表を適用する場合

a. 第10条（保険契約の失効）(2)の規定により保険契約が失効した場合

b. 災害救助法（昭和22年法律第118号）発動等の場合に当会社が特別措置を定めたとき。

c. 普通保険約款第14条（告知義務）(2)、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6)、第21条（重大事由による保険契約の解除）(1)またはこの特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(6)の規定により当会社が保険契約を解除した場合

d. 保険金額が同額以上となる新たな積立型基本特約付帯傷害保険契約を締結するため、保険契約から保険契約解除の申出があった場合

(2) B表を適用する場合

a. 第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)または第10条（保険契約の失効）(1)の規定により保険契約が失効した場合

b. 上記（1）c以外で当会社が保険契約を解除した場合

c. 上記（1）d以外の事由により保険契約者または被保険者から保険契約解除の申出があった場合

(3) C表を適用する場合

保険料払込方法が一時払の場合において第11条（保険契約の終了）(1)の規定により保険契約が終了したとき。

別表2 未経過料率係数表

保険期間5年の場合

経過年数	経過月数（注）											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0年	係数に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。											
1年	係数に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。											
2年	係数に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。											
3年	係数に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。											
4年	係数に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。											

(注)

1. 経過月数について、1か月未満の端月数がある場合は、切り上げて月単位とします。

2. 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

別表3 契約者貸付

1. 契約者貸付を受けうることができる保険契約者	契約者貸付を受けようとする時において有効な保険契約の契約者とします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
	(1) 保険金等請求権（注）のいずれかに質権が設定されている場合
	(2) 保険金等請求権（注）のいずれかに差押等がなされている場合
	(3) 保険金等請求権（注）のいずれかが譲渡担保により他に譲渡されている場合
	(4) 保険契約者の破産手続開始の申立がなされている場合
	(注) 普通保険約款もしくはこれに付帯された特約に規定する保険金請求権または返れい金請求権をいいます。
2. 契約者貸付を受けようとする場合に必要な書類	(1) 契約者貸付を受けようとする場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。 a. 当会社の定める契約者貸付申込書 b. 当会社の定める契約者貸付請求書 c. 保険証券 d. 保険契約者の印鑑証明書 (2) 当会社は、(1)以外の書類の提出を求めることができます。
3. 貸付金額の範囲	第7条（契約者貸付）(1)に規定する範囲内で、当会社の定める額を限度とし、1回の貸付につき5万円以上の金額とします。
4. 貸付期間	(1) 貸付期間は貸付日から1年間とし、貸付期間満了日までに貸付金元利合計額の返済のないときは、1年ずつ延長します。ただし、保険期間満了時を限度とします。なお、この保険契約が保険期間の中途において終了したときは、貸付期間も終了するものとします。 (2) (1)の貸付日は、貸付金の交付方法が銀行預金口座への振込みである場合には当会社が送金手続を行った日とし、その他の交付方法の場合には別に定める日とします。
5. 貸付利率	(1) 当会社の定める利率によります。 (2) 貸付期間中ににおいて(1)の利率が変更されても適用利率は変更しません。 (3) 貸付期間が延長された場合には、延長における(1)の利率によります。
6. 貸付金の返済	(1) 貸付金は、貸付期間満了日までに、利息とともに元本の全額を一時に返済するものとします。 (2) 貸付期間が延長されたときは、前貸付期間の利息は、新しい貸付金に元本として繰り入れます。
7. 利息の支払	(1) 貸付金に対する利息は、貸付期間1年につき、上記の貸付利率により計算します。 (2) 貸付期間が1年未満のときは、日割計算をします。 (3) 利息は、貸付金を返済するときに同時に支払うものとします。
8. 貸付金の交付・返済の方法	銀行預金口座への振込み等、当会社の定める方法によります。
9. 追加貸付（貸増）	既に契約者貸付を受けている場合で追加して契約者貸付を受けるときは、貸付期間満了日および貸付利率は、既に受けている貸付と同一とします。

別表4 無効・失効・終了・解除の場合の返れい金および満期返れい金等の請求書類

(1) 当会社の定める請求書または支払方法指図書
(2) 保険証券
(3) 保険契約者の印鑑証明書、運転免許証の写しその他保険契約者を確認できる書類（注1）
(4) 委託を証する書類ならびに委任を受けた者の念書および印鑑証明書（注2）
(5) 保険契約者の法定相続人を確認できる戸籍謄本、この保険契約の相続を確認できる書類（注3）ならびに法定相続人の念書および印鑑証明書
(6) 法令に基づき必要となる書類（注4）
(7) 民法等法律に定めるところにより失効・解除・解約の場合の返れい金もしくは満期返れい金等の請求権行使できる者もしくは取得した者または民法等法律に定める代理人が請求を行う場合は、その権限を確認できる書類ならびにその者の念書および印鑑証明書
(8) 質権の消滅を確認できる書類

- （注1）返れい金額、振込先口座等により印鑑証明書に限定することがあります。
 （注2）失効・解除・解約の場合の返れい金または満期返れい金等の請求を第三者に委任する場合に必要とします。
 （注3）保険契約者が死亡した場合に必要とします。
 （注4）法令の規定により書類の提示とする場合があります。

家族特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	本人のほか、第2条（被保険者の範囲）（1）のいずれかに該当する者をいいます。
本人	保険証券の被保険者本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまで婚姻歴がないことをいいます。

第2条（被保険者の範囲）

（1）当会社は、この特約により、本人のほか、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

（2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（3）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けている場合には②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解除すること。

（注）この特約および普通保険約款の規定により、この保険が失効する場合を除きます。

（4）（3）の事由によって本人が死亡した場合でも、（3）の手続が行われるまでの間、（1）および（2）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害または損害に対しては、普通保険約款の規定により支払われる保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様態により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・様態により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・様態により自動車等を使用している間

第4条（当会社の責任限度額）

当会社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第5条（本人である被保険者による保険契約の解除請求の特則）

（1）本人から普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定による解除請求があった場合、または本人により同条（3）に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約（注）を解除すること。

（注）その家族に係る部分に限ります。

（2）普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により本人が同条（3）に規定する解除を行った場合でも、（1）の手続が行われるまでの間、この特約第2条（被保険者の範囲）（1）および（2）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

（3）（1）①の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、次条（1）または（2）の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）

（1）第2条（被保険者の範囲）（3）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

- (注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第2条(被保険者の範囲)、(3)の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害または損害に対しては、変更前料率(注1)の変更後料率(注2)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- 第7条(普通保険料款の適用除外)**
- この特約については、普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合ーその2)、第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(6)、同条(7)、第17条(保険契約の無効)、第27条(保険料の返還ー解除の場合)(3)、同条(4)および第34条(死亡保険金受取人の変更)(8)の規定は適用しません。
- 第8条(普通保険約款の読み替え)**
- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条(用語の定義)の規定中「介護保険年額」「傷害医療費用保険金額」「通院保険金日額」「入院保険金日額」および「保険金額」の規定を、それぞれ下表のとおり読み替えて適用します。
- | 用語 | 定義 |
|------------|-----------------------------------|
| 介護保険年額 | 保険証券に記載されたその被保険者の介護保険年額をいいます。 |
| 傷害医療費用保険金額 | 保険証券に記載されたその被保険者の傷害医療費用保険金額をいいます。 |
| 通院保険金日額 | 保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。 |
| 入院保険金日額 | 保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。 |
| 保険金額 | 保険証券に記載されたその被保険者の保険金額をいいます。 |
- ② 第3条(保険金を支払わない場合ーその1)(1)①の規定中「保険契約者(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」。
- ③ 第5条(死亡保険金の支払)(2)の規定中「被保険者の」とあるのは「その被保険者の」。
- ④ 第6条(後遺障害保険金の支払)(1)の規定中「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」。
- ⑤ 第7条(入院保険金および手術保険金の支払)(1)および(6)の規定中「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」。
- ⑥ 第8条(通院保険金の支払)(1)の規定中「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」。
- ⑦ 第9条(傷害医療費用保険金の支払)(1)の規定中「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」。
- ⑧ 第10条(介護保険金の支払)(1)の規定中「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」。
- ⑨ 第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)の規定中「被保険者が保険証券記載の職業または職務」とあるのは「本人が保険証券記載の職業または職務」、同条(2)の規定中「職業に就いていない被保険者」とあるのは「職業に就いていない本人」、「職業に就いていた被保険者」とあるのは「職業に就いていた本人」。
- ⑩ 第17条(保険契約の無効)(2)の規定中「保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について」とあるのは「この保険契約の被保険者となることについて」、「その被保険者の同意」とあるのは「保険契約者以外の被保険者の同意」、「被保険者の法定相続人」とあるのは「その被保険者の法定相続人」。
- ⑪ 第18条(保険契約の失効)の規定中「被保険者が死亡した場合には」とあるのは「被保険者が死亡し、この特約第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者がいなくなった場合には」。
- ⑫ 第24条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(5)の規定中「変更の事実(注1)があつた後に生じた事故による傷害またはその傷害による損害」とあるのは「変更の事実(注1)があつた後に生じた事故による本人の傷害またはその傷害による損害」。
- ⑬ 第24条(6)の規定中「(1)および(2)のほか」とあるのは「(1)、(2)およびこの特約第6条(保険料の返還または請求ー本人の変更の場合)のほか」。
- ⑭ 第25条(保険料の返還ー無効または失効の場合)(2)の規定中「第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には」とあるのは「この特約第2条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者全員が普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には」。
- ⑮ 第27条(保険料の返還ー解除の場合)(2)の規定中「第20条(保険契約による保険契約の解除)」とあるのは「普通保険約款第20条(保険契約による保険契約の解除)」の規定またはこの特約第2条(被保険者の範囲)(3)②もしくは第5条(本人である被保険者による保険契約の解除請求の特則)(1)②」。
- ⑯ 第29条(保険金の請求)(1)の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」。

- ⑰ 第29条(3)の規定中「被保険者の代理人」とあるのは「その被保険者の代理人」。
- ⑱ 第29条(3)①および②の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者と」。
- ⑲ 第34条(死亡保険金受取人の変更)(2)および同条(10)の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」。
- ⑳ 第34条(7)の規定中「被保険者の同意」とあるのは「その被保険者の同意」。
- ㉑ 第38条(被保険者が複数の場合の約款の適用)の規定中「被保険者」とあるのは「家族」「2名以上」とあるのは「2以上」。

第9条(個別適用)

普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第3条(保険金を支払わない場合)(2)の職業

オートスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獸取扱者(注2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業(注1)テストライダーをいいます。

(注2) 動物園の飼育係を含みます。

(注3) レフリーを含みます。

家族特約(夫婦用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
夫婦	本人およびその配偶者をいいます。
本人	保険証券の被保険者本人欄に記載の者をいいます。

第2条(被保険者の範囲)

- (1) 当会社は、この特約により、本人およびその配偶者を被保険者とします。
- (2) (1)の本人とその配偶者との続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3) 保険契約締結の後、本人が普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合(注)には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けている場合には②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

- ② この保険契約を解除すること。

(注) この特約および普通保険約款の規定により、この保険契約が失効する場合を除きます。

- (4) (3)の事由によって本人が死亡した場合でも、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害または損害に対しては、普通保険約款の規定により保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に從事している間

- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

- ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
- イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

- ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条(当会社の責任限度額)

当会社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券に記載された本人およびその配偶者のそれぞれの保険金額をもって限度とします。

第5条(本人である被保険者による保険契約の解除請求の特則)

- (1) 本人から普通保険約款第22条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定による解除請求があった場合、または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

- ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

- ② この保険契約（注）を解除すること。
 (注) その家族に係る部分に限ります。
- (2) 普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により本人が同条（3）に規定する解除を行った場合でも、（1）の手続が行われるまでの間、この特約第2条（被保険者の範囲）（1）および（2）の規定の適用は、その本人との統柄によるものとします。
- (3) (1) ①の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、次条（1）または（2）の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。
- 第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）**
- (1) 第2条（被保険者の範囲）（3）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (2) 保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第2条（被保険者の範囲）（3）の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害または損害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- 第7条（普通保険約款の適用除外）**
- この特約については、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）、同条（7）、第17条（保険契約の無効）（3）、第27条（保険料の返還－解除の場合）（3）、同条（4）および第34条（死亡保険金受取人の変更）（8）の規定は適用しません。
- 第8条（普通保険約款の読み替え）**
- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条（用語の定義）の規定中「介護保険年額」・「傷害医療費用保険金額」「通院保険金額」「入院保険金額」および「保険金額」の規定を、それぞれ下表のとおり読み替えて適用します。
- | 用語 | 定義 |
|------------|-----------------------------------|
| 介護保険年額 | 保険証券に記載されたその被保険者の介護保険年額をいいます。 |
| 傷害医療費用保険金額 | 保険証券に記載されたその被保険者の傷害医療費用保険金額をいいます。 |
| 通院保険金額 | 保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金額をいいます。 |
| 入院保険金額 | 保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金額をいいます。 |
| 保険金額 | 保険証券に記載されたその被保険者の保険金額をいいます。 |
- ② 第3条（保険金を支払わない場合－その1）（1）①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」
- ③ 第5条（死亡保険金の支払）（2）の規定中「被保険者の」とあるのは「その被保険者の」
- ④ 第6条（後遺障害保険金の支払）（1）の規定中「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」
- ⑤ 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）および（6）の規定中「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」
- ⑥ 第8条（通院保険金の支払）（1）の規定中「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」
- ⑦ 第9条（傷害医療費用保険金の支払）（1）の規定中「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」
- ⑧ 第10条（介護保険金の支払）（1）の規定中「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」
- ⑨ 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）の規定中「被保険者が保険証券記載の職業または職務」とあるのは「本人が保険証券記載の職業または職務、同条（2）の規定中「職業に就いていない被保険者」とあるのは「職業に就いていない本人、『職業に就いていた被保険者』とあるのは「職業に就いていた本人」
- ⑩ 第17条（保険契約の無効）②の規定中「保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について」とあるのは「この保険契約の被保険者となることについて」、「その被保険者の同意」とあるのは「保険契約者以外の被保険者の同意」、「被保険者の法定相続人」とあるのは「その被保険者の法定相続人」
- ⑪ 第18条（保険契約の失効）の規定中「被保険者が死亡した場合には」とあるのは「被保険者が死亡し、この特約第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者がいなくなった場合には」
- ⑫ 第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）の規定中「変更の事実（注1）があつた後に生じた事故による傷害またはその傷害による損害」とあるのは「変更の事実（注1）があつた後に生じた事故による本人の傷害またはその傷害による損害」
- ⑬ 第24条（6）の規定中「（1）および（2）のほか」とあるのは「（1）、（2）およびこの特約第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）のほか」
- ⑭ 第25条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定中「第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には」とあるのは「この特約第2条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者全員が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には」
- ⑮ 第27条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定中「第20条（保険契約者による保険契約の解除）」とあるのは「普通保険約款第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定またはこの特約第2条（被保険者の範囲）（3）②もしくは第5条（本人である被保険者による保険契約の解除請求の特別）（1）②」
- ⑯ 第29条（保険金の請求）（1）の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」
- ⑰ 第29条（3）の規定中「被保険者の代理人」とあるのは「その被保険者の代理人」
- ⑱ 第29条（3）①および②の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者と」
- ⑲ 第34条（死亡保険金受取人の変更）（2）および同条（10）の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」
- ⑳ 第34条（7）の規定中「被保険者の同意」とあるのは「その被保険者の同意」
- ㉑ 第38条（被保険者が複数の場合の約款の適用）の規定中「被保険者」とあるのは「夫婦」、「2名以上」とあるのは「2以上」
- 第9条（個別適用）**
- 普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。
- 第10条（準用規定）**
- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。
- 別表 第3条（保険金を支払わない場合）②の職業**
- オートスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱い（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業（注1）テスラドライバーをいいます。
- （注2）動物園の飼育係を含みます。
- （注3）レフリーを含みます。
- 入院保険金および手術保険金補償対象外特約**
- 当会社は、この特約により、普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）に規定する入院保険金および手術保険金を支払いません。
- 通院保険金補償対象外特約**
- 当会社は、この特約により、普通保険約款第8条（通院保険金の支払）に規定する通院保険金を支払いません。
- 傷害医療費用保険金補償対象外特約**
- 当会社は、この特約により、普通保険約款第9条（傷害医療費用保険金の支払）に規定する傷害医療費用保険金を支払いません。
- 介護保険金補償対象外特約**
- 当会社は、この特約により、普通保険約款第10条（介護保険金の支払）に規定する介護保険金を支払いません。
- 天災危険補償特約**
- 第1条（保険金を支払う場合）**
- 当会社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）（1）①および②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い保険金を支払います。
- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 第2条（保険金支払時期に関する特則）**
- この特約を付帯した契約について、普通保険約款第30条（保険金の支払時期）（1）の確認をするために、下欄に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当会社は、その調査を同条（2）の特別な聴取会または調査に加え、請求完了日（注2）からその日のを含めて下欄に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- 災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 365 日

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第29条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

交通事故傷害危険増額支払特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)、訓練(注2)または試運転(注3)をいいます。(注1)いずれもそのための練習を含みます。(注2)自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。(注3)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサー トラック、耕耘機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第3条(交通乗用具の範囲)に規定する乗用具をいいます。
死亡保険金等	普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)、第6条(後遺障害保険金の支払)、第7条(入院保険金および手術保険金の支払)または第8条(通院保険金の支払)の規定により支払われる死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、死亡保険金等を支払う場合において、被保険者が次のいずれかの傷害を被ったときは、この特約および普通保険約款の規定に従い、死亡保険金等に保険証券記載の倍数を乗じて支払います。
 - ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具(注1)との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(注1)の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
 - ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(注2)に搭乗している被保険者(注3)または乗客(注4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(注5)にいる被保険者が、急激かつ偶然な外來の事故によって被った傷害
 - ③ 道路通行中の被保険者が、次に掲げる事故のいずれかによって被った傷害
 - ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのもの落下
 - イ. 崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ. 火災または破裂・爆発
 - エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等
 - ④ 被保険者が、建物または交通乗用具(注1)の火災によって被った傷害
 - (注1)これに積載しているものを含みます。
 - (注2)隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
 - (注3)極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
 - (注4)入場客を含みます。
 - (注5)改札口の内側をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、(1)の規定を適用しません。
 - ① 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間にについては、(1)の規定を適用します。
 - イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・様様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間にについては、(1)の規定を適用します。
 - ウ. 法令による許可を受けて一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・様様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間または競技等に準ずる方法・様様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
 - ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または練習のために船舶に搭乗している間
 - ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
 - ④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
 - ア. グライダー
 - イ. 飛行船
 - ウ. 超軽量動力機
 - エ. ジャイロプレーン

(注) 定期便であると不定期便であるとを問いません。

(3) 当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに從事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に對しては、(1)の規定を適用しません。

- ① 交通乗用具への荷物等(注)の積込み作業、交通乗用具からの荷物等(注)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(注)の整理作業
- ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業
- (注) 荷物、貨物等をいいます。

第3条(交通乗用具の範囲)

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるものの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります)、(注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スクートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます)等は除きます。
空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)、ジャイロプレーン) (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶(ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます)およびボートを含みます) (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第4条(普通保険約款の適用方法)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定により後遺障害保険金が保険証券記載の倍数を乗じて支払われる場合には、普通保険約款第5条(死亡保険金の支払)(1)および第6条(後遺障害保険金の支払)(6)の規定を適用するときの後遺障害保険金は、保険証券記載の倍数を乗じて支払われる前のものをいいます。

第5条(家族特約、家族特約(夫婦用)または家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合の取り扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約、家族特約(夫婦用)または家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合には、家族特約第4条(当会社の責任限度額)または家族特約(配偶者補償対象外用)第4条(当会社の責任限度額)の規定中「死亡保険金」とあるのは「死亡保険金(交通事故危険増額支払特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定により死亡保険金が保険証券記載の倍数を乗じて支払われる場合には、その倍数を乗じて支払われる前のものをいいます)」、「後遺障害保険金」とあるのは「後遺障害保険金(交通事故危険増額支払特約第2条(1)の規定により後遺障害保険金が保険証券記載の倍数を乗じて支払われる場合には、その倍数を乗じて支払われる前のものをいいます)」と読み替えて適用します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

個人賠償責任特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
事故	次に掲げる偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故 （注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅（注）をいいます。 （注）敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第5条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	保険証券の被保険者欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、日本国内または国外において生じた事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用者（注2）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶（注3）・車両（注4）、銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注2）被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

（注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。

（注4）原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

（注5）空気銃を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任能力者は含まないものとします。
- ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
 - ⑤ ②から④のいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する事故に限ります。
- （2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時ににおけるものをいいます。
- （3）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条（保険金の支払額）①に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
- ## 第6条（支払保険金の範囲）
- 当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
 - ② 第8条（事故の発生）（1）②に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用（注）
 - ③ 第8条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用（注）
 - ④ 事故が発生した場合において、②の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用（注）
 - ⑤ 第9条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するため被保険者が支出した費用（注）
 - ⑥ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用（注）
 - ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用（注）
- （注）収入の喪失を含みません。
- ## 第7条（保険金の支払額）
- 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。
- ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超える場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払う限度とします。
 - ② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条⑥および⑦の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。
- ## 第8条（事故の発生）
- （1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを見た場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア．事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況
 - イ．アの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
 - ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をとること。
 - ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行なう場合を除きます。
 - ⑤ 損害賠償責任についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① （1）①および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② （1）②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ③ （1）③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償（注）を請求することによって取得することができたと認められる額
 - ④ （1）④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- 29 —

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条 (当会社による解決)

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われてない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者はまたは保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 示談書その他これに代わるべき書類

③ 損害を証明する書類

④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)

⑤ その他当会社が普通保険約款第30条(保険金の支払時期)に定める必要な確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委託する場合

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② (1)に規定する者がいない場合または(1)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ (1)および(2)に規定する者がいない場合または(1)および(2)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、(1)以外の配偶者(注)または(2)以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正當な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合

③ 提出書類(注)または証拠を偽造または変造した場合

(注) (2)、(3)または(5)の書類をいいます。

第12条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第6条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行ったことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注) ① 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注) ② 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第6条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのためには当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条 (普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合ーその1)から第12条(他の身体の障害または疾病の影響)まで、第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第24条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)、第25条(保険料の返還ー無効または失効の場合)(2)ただし書、第28条(事故の通知)、第29条(保険金の請求)、第31条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第33条(代位)および第34条(死亡保険金受取人の変更)の規定は適用しません。

第15条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条(用語の定義)「危険」の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」

② 第13条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第1条(用語の定義)の事故による損害」

③ 第14条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害または損害を被る前に」とあるのは「この特約第1条(用語の定義)の事故による損害を被る前に」

④ 第14条(4)および(5)の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第1条(用語の定義)の事故による損害」

⑤ 第21条(重大事由による保険契約の解除)(1)の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」

⑥ 第21条(2)の規定中「傷害または損害」とあるのは「事故による損害」

⑦ 第24条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「事故による損害」

⑧ 第30条(保険金の支払時期)の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」、「損害の額(注2)または傷害の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第11条(保険金の請求)」

⑨ 第32条(時効)の規定中「第29条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第11条(保険金の請求)(1)に定める時」

第16条 (家族特約が付帯された場合の取り扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取り扱います。

① 家族特約第2条(被保険者の範囲)、第3条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。

② この特約第1条(用語の定義)「本人」の規定中「保険証券の被保険者欄」とあるのは「保険証券の被保険者本人欄」と読み替えて適用します。

③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。

第17条 (家族特約が付帯された場合の取り扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取り扱います。

① 家族特約(夫婦用)第2条(被保険者の範囲)、第3条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。

② この特約第1条(用語の定義)「本人」の規定中「保険証券の被保険者欄」とあるのは「保険証券の被保険者本人欄」と読み替えて適用します。

③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約(夫婦用)の規定を適用します。

第18条 (家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合の取り扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取り扱います。

① 家族特約(配偶者補償対象外用)第2条(被保険者の範囲)、第3条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。

- ② この特約第1条（用語の定義）「本人」の規定中「保険証券の被保険者欄」とあるのは「保険証券の被保険者本人欄」と読み替えて適用します。
- ③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（配偶者補償対象外）の規定を適用します。

第19条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第20条（長期保険特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条（保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）の規定は適用しません。

第21条（積立型基本特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第12条（保険料の変更等・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）および（4）の規定は適用しません。

第22条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

賠償事故解決特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
賠償事故	日本国内において発生した個人賠償責任特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体の障害または他人の財物の損壊をいいます。ただし、その賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。
被保険者	個人賠償責任特約における被保険者をいいます。

第2条（当会社による援助）

被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第3条（当会社による解決）

（1）被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行います。

（2）（1）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

- ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正當な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 個人賠償責任特約に免責金額の適用がある場合は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任特約の免責金額を下回るとき。

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（1）賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款・個人賠償責任特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（3）この特約において損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対し} \\ \text{て負担する法律上} \end{array} \begin{array}{l} \text{の①または②のうち、いずれか高い額} \\ \text{で既に支払った損害賠償金の額} \\ \text{の損害賠償責任の額} \end{array} = \text{損害賠償額}$$

（4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（5）（2）または（7）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（6）（2）①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

（7）次のいずれかに該当する場合は、（2）および（6）の規定にかかわらず、当会社は損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款・個人賠償責任特約およびこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

- ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
- ② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第5条（損害賠償額の請求）

（1）当会社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行えることができるものとします。

（2）損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 当会社の定める事故状況報告書
- ③ 示談書その他これに代わるべき書類
- ④ 損害を証明する書類

（3）損害賠償請求権者が損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）損害賠償請求権者が、正當な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もししくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第6条（損害賠償額の支払時期）

（1）損害賠償請求権者が第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- (3) 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
- (5) ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社は支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2)(1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、
 (1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) (3)の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。
- ### 第7条(損害賠償請求権の行使期限)
- 第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することができます。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- ### 第8条(個人賠償責任特約の適用除外)
- この特約については、個人賠償責任特約第6条(支払保険金の範囲)⑤および同第9条(当会社による解決)の規定は適用しません。
- ### 第9条(読み替え規定—個人賠償責任特約)
- この特約については、個人賠償責任特約第7条(保険金の支払額)②の規定中「②から⑦までの」とあるのは「②から④までと⑥および⑦の」に読み替えて適用します。
- ### 第10条(準用規定)
- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、個人賠償責任特約の規定を準用します。

見舞費用特約(個人賠償用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
損害賠償金相当額	賠償特約第6条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金に相当すると認められる額をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償特約	個人賠償責任特約をいいます。
判決等の確定時	被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時をいいます。
被害者	賠償特約第2条(当会社の支払責任)に規定する事故により身体の障害を被った他人をいいます。
見舞金	他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が被害者に關し、慣習として支払った弔慰金、見舞金、見舞品購入費用等をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、賠償特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故により他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が被害者に關し、見舞金を当会社の同意を得て支払ったときは、その見舞金を支払うことにより被った損害に対して見舞費用保険金を支払います。

第3条(支払限度額)

- (1) 前条の規定のもとづき当会社が支払うべき見舞費用保険金の額は、この保険契約の被保険者の数にかかわらず、1回の事故につき被害者1名について別表に記載する金額を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、1回の事故につき当会社が支払うべき見舞費用保険金の総額は、この保険契約の1回の事故についての賠償特約第1条(用語の定義)に規定する保険金額の10%または200万円のいずれか低い額を限度とします。

第4条(損害賠償保険金との関係)

当会社が見舞費用保険金を支払う場合において、被保険者の支払った見舞金に損害賠償相当額があるときは以下のとおり取扱います。

- ① 判決等の確定時以前については、損害賠償金相当額に對して支払われた見舞費用保険金は、賠償特約第6条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金に對して支払うべき保険金に充当します。
- ② 判決等の確定時以降については、損害賠償金相当額に對しては、見舞費用保険金を支払いません。

第5条(他の保険契約等がある場合の見舞費用保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。ただし、別表の支払限度額をもって限度とします。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条(見舞費用保険金の請求)

- (1) 当会社に対する損害賠償請求権は、被保険者が被害者に對して見舞金を支払った時に発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が見舞費用保険金の支払を請求する場合は、賠償特約の保険金請求書類のほか、被保険者の見舞金の支払を証明する被害者またはその法定相続人の受領書等(注)を当会社に提出しなければなりません。
- (注) 見舞品を購入したときはその領収書

- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて見舞費用保険金を支払います。
- ① 正当な理由がなく(2)または賠償特約第11条(保険金の請求)(5)の規定に違反した場合
- ② 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合
- ③ 提出書類(注)または証拠を偽造または変造した場合
- (注) (2)または賠償特約第11条(2)、(3)または(5)に規定する書類をいいます。

第7条(賠償特約の読み替え)

この特約については、次に掲げるとおり賠償特約第3条(保険金を支払わない場合—その1)および第4条(保険金を支払わない場合—その2)を読み替えて適用します。

- ① 「保険金を支払いません」とあるのは「見舞費用保険金を支払いません」
- ② 「損害賠償責任」または「損害賠償」とあるのは「見舞金」

③ 「負担する」とあるのは「支払う」
第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償特約の規定を準用します。

別表 第3条 (支払限度額) (1) および第5条 (他の保険契約がある場合の見舞費用保険金の支払額)

項目		支払限度額	
ア. 死亡した場合		50万円 (注2)	
イ. 後遺障害が生じた場合 (注1)		50万円に普通保険約款別表2に掲げる割合を乗じた額	
ウ. 入院・治療の場合	病院または診療所に入院した期間	31日以上 15日以上～30日以内 8日以上～14日以内 7日以内 31日以上 15日以上～30日以内 8日以上～14日以内 7日以内	10万円 5万円 3万円 2万円 5万円 3万円 2万円 1万円

(注1) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、普通保険約款第6条(後遺障害保険金の支払) (4) を適用します。

(注2) 同一事故により、既にイ. またはウ. の見舞費用保険金の支払があった場合は、その支払った額を控除した額とします。

受託品賠償責任特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	受託品が損壊したこと、または紛失し、もしくは盗取されたことをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。
受託品	被保険者が管理する財物で第5条 (受託品の範囲) に規定するものをいいます。
受託品の損壊	受託品の滅失、損傷または汚損をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	保険証券の被保険者欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、次に掲げる間の受託品の損壊により、受託品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 受託品が、住宅内に保管されている間

② 受託品が、被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時に住宅外 (注) で保管されている間

(注) 日本国内・国外を問いません。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意

② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格 (注2) を持たないで自動車等を運転している間
イ. 酒に酔った状態 (注3) で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車等を運転している間

④ 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥

⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の

事変または暴動 (注4)

⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑦ 核燃料物質 (注5) もしくは核燃料物質 (注5) によって汚染された物 (注6) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

⑩ 差し押え、徴収、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。

⑪ 受託品に生じた自然発火または自然爆発

⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電気的事故または機械的事故

⑬ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由

⑭ ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由

⑮ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪またはひょうによる受託品の損壊

⑯ 保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産 (注1) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑥ 航空機、船舶 (注2) または銃器 (注3) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑦ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任

⑧ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 (注4)

⑨ 受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことによる損害賠償責任

(注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注2) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注3) 空気鉄を除きます。

(注4) 収益減少に基づく賠償責任を含みます。

第4条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

① 本人

② 本人の配偶者

③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族

④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

⑤ ②から④のいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する事故に限ります。

(2) (1) の本人と本人以外の被保険者の統柄は、損害の原因となった事故発生時ににおけるものをいいます。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条 (保険金の支払額) ①に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第5条 (受託品の範囲)

この特約における受託品は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、次に掲げるものを除いたものとします。

① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物

② 貨幣、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物

③ 自動車 (注1) 、原動機付自転車、船舶 (注2) 、航空機およびこれらの付属品

④ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物

⑤ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具

山岳登山はん (注3) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

⑥ 動物、植物等の生物

⑦ 建物 (注5)

- (8) 門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 (9) 公序良俗に反する物
 (10) その他保険証券記載の物
 (注1) 被牽引車を含みます。
 (注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
 (注3) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。
 (注4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダーラン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。
 (注5) 置、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。
- 第6条 (支払保険金の範囲)**
 当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。
 ① 被害受託品について正当な権利を有する者に対して支払うべき損害賠償金。ただし、事故の生じた地および時ににおいて、もし事故がなければ有したであろう被害受託品の価額を超えないものとします。
 ② 第8条（事故の発生）(1) (3)に規定する損害の発生または拡大のために必要または有益であった費用（注）
 ③ 第8条（1）(4)に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用（注）
 ④ 第9条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用（注）
 ⑤ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用（注）
 ⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用（注）
 (注) 収入の喪失を含みます。

- 第7条 (保険金の支払額)**
 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。
 ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険期間を通じ、保険金額を支払の限度とします。なお、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度ごとに保険金額をもって限度とします。
 ② 前条②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条⑤および⑥の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

- 第8条 (事故の発生)**
 (1) 保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを見つかった場合は、次の①から⑦までに掲げる事項を履行しなければなりません。
 ① 事故の発生日時および場所、被害受託品について正当な権利を有する者の住所、氏名、受託品の損害状況ならびにこれらとの事項の認人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 ② 受託品が盗取された場合にあっては、直ちに警察署へ届け出ること。
 ③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
 ⑥ 損害賠償責任についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
 (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく（1）の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 ① (1) (1)、(2)および⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 ② (1) (3)の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 ③ (1) (4)の規定に違反した場合は、他人に損害賠償（注）を請求することによって取得することができたと認められる額
 ④ (1) (5)の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
 (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- 第9条 (当会社による解決)**
 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、

当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 (2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
 (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 ① 当会社の定める事故状況報告書
 ② 示談書その他これに代わるべき書類
 ③ 損害を証明する書類
 ④ 盗難による損害の場合には警察署の盜難届出証明書
 ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 ⑥ その他当会社が普通保険約款第30条（保険金の支払時期）に定める必要な確認を行るためにくつくつのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 (注) 保険金の請求を第三者に委任する場合

- (3) 保険金に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(注) 家庭上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 ① 正当な理由がなく、(5)の規定に違反した場合
 ② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合
 ③ 提出書類（注）または証拠を偽造または変造した場合
 (注) (2)、(3)または(5)の書類をいいます。

第12条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求（注）について先取特権を有します。
 (注) 第6条 (支払保険金の範囲)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
 (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
 (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当

会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
(注) 第6条(支払保険金の範囲)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せんに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合ーその1)から第12条(他の身体の障害または疾病の影響)まで、第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第24条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)、第25条(保険料の返還ー無効または失効の場合)(2)ただし書、第28条(事故の通知)、第29条(保険金の請求)、第31条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第33条(代位)および第34条(死亡保険金受取人の変更)の規定は適用しません。

第15条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条(用語の定義)「危険」の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」

② 第13条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「事故による損害」

③ 第14条(告知義務)(3)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害または損害を被る前に」とあるのは「事故による損害を被る前に」

④ 第14条(4)および(5)の規定中「傷害または損害」とあるのは「事故による損害」

⑤ 第21条(重大事由による保険契約の解除)(1)の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」

⑥ 第21条(2)の規定中「傷害または損害」とあるのは「事故による損害」

⑦ 第24条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「事故による損害」

⑧ 第30条(保険金の支払時期)の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」、「損害の額(注2)または傷害の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第11条(保険金の請求)」

⑨ 第32条(時効)の規定中「第29条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第11条(保険金の請求)(1)に定める時」

第16条(家族特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

① 家族特約第2条(被保険者の範囲)、第3条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。

② この特約第1条(用語の定義)「本人」の規定中「保険証券の被保険者欄」とあるのは「保険証券の被保険者本人欄」と読み替えて適用します。

③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。

第17条(家族特約(夫婦用))が付帯された場合の取扱い

この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

① 家族特約(夫婦用)第2条(被保険者の範囲)、第3条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。

② この特約第1条(用語の定義)「本人」の規定中「保険証券の被保険者欄」とあるのは「保険証券の被保険者本人欄」と読み替えて適用します。

③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約(夫婦用)の規定を適用します。

第18条(家族特約(配偶者補償対象外用))が付帯された場合の取扱い

この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

① 家族特約(配偶者補償対象外用)第2条(被保険者の範囲)、第3条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。

② この特約第1条(用語の定義)「本人」の規定中「保険証券の被保険者欄」とあるのは「保険証券の被保険者本人欄」と読み替えて適用します。

③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約(配偶者補償対象外用)の規定を適用します。

第19条(交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第3条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第20条(長期保険特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)の規定は適用しません。

第21条(積立型基本特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第12条(保険料の変更等ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)および(4)の規定は適用しません。

第22条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

携商品特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
事故	保険の対象の損害発生の原因となった偶然な事故をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道、船舶、航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注)定期券は除きます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金額	保険証券に記載のこの特約の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、日本国内または国外における事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。

④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
イ. 酒に酔った状態(注4)で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注5)

⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑧ 核燃料物質(注6)もしくは核燃料物質(注6)によって汚染された物(注7)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染

⑪ 差し押え、徵發、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使。ただし、火災・消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

⑫ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかつた欠陥を除

きます。

- (13) 保険の対象の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
 - (14) 保険の対象の擦傷、搔き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
 - (15) 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
 - (16) 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については保険金を支払います。
 - (17) 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注6) 使用済燃料を含みます。
- (注7) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険の対象およびその範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅（注1）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。
- (注) 敷地を含みます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 手形その他の有価証券（注1）、印紙、切手
 - ② 預金証券または貯金証書（注2）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
 - ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ④ 船舶（注3）、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
 - ⑤ 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
 - ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずる物
 - ⑦ 動物および植物
 - ⑧ その他保険証券記載の物
- (注1) 小切手は除きます。
- (注2) 通帳およびキャッシュカードを含みます。
- (注3) ヨット、モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。

第5条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、その損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額によって定めます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合には、当会社が保険金を支払うべき損害額は、時価額によって定めます。
- (3) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、格落損（注）は損害額に含みません。
- (注) 価値の下落をいいます。

- (4) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1) から(3)までの規定によって損害額を決定します。

- (5) 保険契約または被保険者が次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(4)の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
 - ① 第7条（損害の発生）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用または有益であった費用
 - ② 第7条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約または被保険者が負担した(5)①および②の費用の合計額を損害額とします。

- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超えるときは、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度ごとに保険金額をもって限度とします。

第7条 (事故の発生)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険の対象について第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人があるときは、その者の住所、氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

③ 損害が盗難によって生じた場合には、直ちに警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあつた保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかを直ちに行うこと。

ア. 小切手の場合
その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出

イ. 乗車券等の場合
その運輸機関（注2）または発行者への届出

④ 他人に損害賠償の請求（注3）をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注4）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ ①から⑤までのはか、当会社が、とくに必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

⑦ (注1) 被保険者が振出人である場合を除きます。

⑧ (注2) 宿泊券の場合はその宿泊施設とします。

⑨ (注3) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

⑩ (注4) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1) の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② (1) (2) (3) (5) または⑥の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ (1) (4) の規定に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額

第8条 (被害物の調査)

(1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を控除して保険金を支払います。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第5条の損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) 保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がない場合は、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第5条（損害額の決定）の
他の保険契約等によって
規定によって支払われるべき保険金
支払われるべき損害保険
金または共済金の額

第10条 (盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第11条 (残存物および盗難品の帰属)

(1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物の権利は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第5条（損害額の決定）(5)①の費用を除き、その回収物について盗取の損害は生じなかつるものとみなします。

(3) (2) の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さきときは、その差額についても同様とします。

(4) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が保険金を支払ったときは、当会社は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の再調達価額（注1）に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注2）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注1) 保険の対象が貴金属等または乗車券等の場合は損害額とします。

- (注2) 第7条(損害の発生)(3)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
- (5) (2)または(4)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条(損害額の決定)の規定によって決定します。
- ## 第12条(保険金の請求)
- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 公の機関(注1)の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盜難届出証明書に限ります。
 - ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注2)
 - ⑤ その他当会社が普通保険約款第30条(保険金の支払時期)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) やむを得ない場合には、第三者による事故証明書
- (注2) 保険金の請求を第三者に委任する場合
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 提出書類(注)に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 提出書類(注)または証拠を偽造しましたは変造した場合
- (注) (2)、(3)または(5)の書類をいいます。
- ## 第13条(保険金の支払時期)
- 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由に発生の有無および被保険者に該当する事実の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ (1)から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 保険金額を含みます。
- ## 第14条(代位)
- (1) 損害が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② 前号以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- ## 第15条(普通保険約款の適用除外)
- この特約については、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合ーその1)から第12条(他の身体の障害または疾病の影響)まで、第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第24条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務の場合)(2)および(5)、第25条(保険料の返還ー無効または失効の場合)(2)ただし書、第28条(事故の通知)、第29条(保険金の請求)、第31条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第33条(代位)および第34条(死亡保険金受取人の変更)の規定は適用しません。
- ## 第16条(普通保険約款の読み替え)
- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条(用語の定義)「危険」の規定中「傷害」とあるのは「損害」
 - ② 第13条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害」
 - ③ 第14条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害または損害を被る前に」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害を被る前に」
 - ④ 第14条(4)および(5)の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害」
 - ⑤ 第21条(重大事由による保険契約の解除)(1)の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」
 - ⑥ 第21条(2)の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害」
 - ⑦ 第24条(保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害」
 - ⑧ 第30条(保険金の支払時期)の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」、「損害の額(注2)または傷害の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)」
 - ⑨ 第32条(時效)の規定中「第29条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)(1)に定める時」
- ## 第17条(家族特約が付帯された場合の取扱い)
- この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。
- ① 家族特約第3条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
 - ② この特約第1条(用語の定義)「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「家族特約第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者」、第4条(保険の対象およびその範囲)(1)の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」と読み替えて適用します。
 - ③ 家族特約第2条(被保険者の範囲)(2)の規定中「傷害または損害の原因となつた事故」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えて適用します。
 - ④ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。
- ## 第18条(家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱い)
- この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。
- ① 家族特約(夫婦用)第3条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
 - ② この特約第1条(用語の定義)「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「家族特約(夫婦用)第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者」、第4条(保険の対象およびその範囲)(1)の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」と読み替えて適用します。
 - ③ 家族特約(夫婦用)第2条(被保険者の範囲)(2)の規定中「傷害または損害の原因となつた事故」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えて適用します。
 - ④ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約(夫婦用)の規定を適用します。
- ## 第19条(家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合の取扱い)
- この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。
- ① 家族特約(配偶者補償対象外用)第3条(保険金を支払わない場合)および第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
 - ② この特約第1条(用語の定義)「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「家族特約(配偶者補償対象外用)第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者」と読み替えて適用します。

定する被保険者」、第4条（保険の対象およびその範囲）（1）の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」と読み替えて適用します。

- ③ 家族特約（配偶者補償対象外用）第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となった事故」とあるのは「この特約条項第2条（保険金を支払う場合）の事故」と読み替えて適用します。
④ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（配偶者補償対象外用）の規定を適用します。

第20条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第21条（長期保険特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）の規定は適用しません。

第22条（積立型基本特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第12条（保険料の変更等一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）および（4）の規定は適用しません。

第23条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

救援者費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 (注1) 捜索、救助または移送をいいます。 (注2) これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払べき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金額	保険証券に記載のこの特約の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内または国外において、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約または被保険者の親族が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。

- ① 保険期間中に被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅（注1）外において被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として次のいずれかに該当した場合
ア、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
イ、継続して14日以上入院（注2）した場合
② 保険期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
③ 保険期間中ににおける急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
(注1) 敷地を含みます。
(注2) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りります。

第3条（費用の範囲）

前条の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用
遭難した被保険者を捜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
② 交通費
救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、前条③の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
③ 宿泊施設の客室料
現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救

援者2名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条③の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

- ④ 移送費用
死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費用（注2）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 諸雜費

救援者の渡航手続費（注3）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費（注4）等をいい、次のいずれかの金額を限度とします。
ア、これらの費用が、被保険者が日本国外において前条①から③までのいずれかに該当したことにより発生した場合は、20万円
イ、これらの費用が、被保険者が日本国内において前条①から③までのいずれかに該当したことにより発生した場合は、3万円

(注1) 捜索、救助または移送をいいます。

(注2) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

(注3) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

(注4) 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、花代、誌経代および式場費等の葬儀費用等、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア、法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
イ、酒に酔った状態（注3）で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心臓喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
山岳登山はん（注7）、リュック、ボブスレー、スケルトン、航空機（注8）操縦（注9）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

⑮ ⑪の機関をいいます。（注12）運転する地における法令によるものをいいます。

⑯ アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

⑰ 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

⑱ 使用済燃料を含みます。

⑲ 原子核分裂生成物を含みます。

⑳ ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロック

クライミング、フリーカクライミングをいいます。

㉑ グライダーおよび飛行船を除きます。

㉒ 職務として操縦する場合を除きます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合で

あっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）①の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金の支払額）

当会社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額（注）についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

（注）この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第6条（支払保険金の限度）

当会社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度ごとに保険金額をもって限度とします。

第7条（事故の発生）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 第2条①から③までのいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。ア、第2条①の場合は、事故発生の状況および傷害の程度イ、第2条②または③の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

② 第2条①から③までのいずれかに該当したことによって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

③ 被保険者が他人に損害賠償の請求（注）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑤ ①から④までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求める場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注2）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく（1）の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① （1）、④または⑤の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② （1）②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

③ （1）③の規定に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が第3条（費用の範囲）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類

② 保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）①から⑤までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類

③ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）

④ その他当会社が普通保険約款第30条（保険金の支払時期）に定める必要な確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）保険金の請求を第三者に委任する場合

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるものの書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由なく（5）の規定に違反した場合

② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合

③ 提出書類（注）または証拠を偽造または変造した場合

（注）（2）、（3）または（5）の書類をいいます。

第10条（代位）

（1）第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の額を保険金として支払った場合

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われない費用の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）および（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条（普通保険契約の適用除外）

この特約については、普通保険契約第3条（保険金を支払わない場合ーその1）から第12条（他の身体の障害または病気の影響）、まで、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（2）および（5）、第25条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）（だだし書）、第28条（事故の通知）、第29条（保険金の請求）、第31条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）、第33条（代位）および第34条（死体保険金受取人の要件）の規定は適用しません。

第12条（普通保険契約の読み替え）

この特約については、普通保険契約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条（用語の定義）「危険」の規定中「傷害」とあるのは「損害」

② 第13条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用」

③ 第14条（告知義務）（3）（3）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）」の事故によって傷害または損害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当することにより発生した前に」

④ 第14条（4）および（5）の規定中「傷害または損害の発生した後」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した後」

⑤ 第21条（重大事由による保険契約の解除）（1）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用」

⑥ 第21条（2）の規定中「傷害または損害の発生した後」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した後」、「発生した傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用」

⑦ 第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用」

⑧ 第30条（保険金の支払時期）の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」、「損害の額（注2）または傷害の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）」

⑨ 第32条（時効）の規定中「第29条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）（1）に定める時」

第13条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱いします。

- ① 家族特約第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② この特約第1条（用語の定義）「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「家族特約第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者」、第2条（保険金を支払う場合）①の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「保険証券記載の被保険者の住所」とあるのは「被保険者の住所」と読み替えて適用します。
- ③ 家族特約第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となった事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用」と読み替えて適用します。
- ④ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。

第14条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱いです。

- ① 家族特約（夫婦用）第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② この特約第1条（用語の定義）「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者」、第2条（保険金を支払う場合）①の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「保険証券記載の被保険者の住所」とあるのは「被保険者の住所」と読み替えて適用します。
- ③ 家族特約（夫婦用）第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となった事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用」と読み替えて適用します。
- ④ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（夫婦用）の規定を適用します。

第15条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱いです。

- ① 家族特約（配偶者補償対象外用）第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② この特約第1条（用語の定義）「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者補償対象外用）第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者」、第2条（保険金を支払う場合）①の規定中「被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「保険証券記載の被保険者の住所」とあるのは「被保険者の住所」と読み替えて適用します。
- ③ 家族特約（配偶者補償対象外用）第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となった事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用」と読み替えて適用します。
- ④ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（配偶者補償対象外用）の規定を適用します。

第16条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第17条（長期保険特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）の規定は適用しません。

第18条（積立型基本特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）および（4）の規定は適用しません。

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

団体扱特約（一般A）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A－1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A－2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払込分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A－1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する規定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限ります。
 - イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A－2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が前記アのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限る。
- ③ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

（1）当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むかまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- （2）保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むなければなりません。
- （3）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むなければなりません。
- （4）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に對しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- （1）当会社が次の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込むなければなりません。
 - ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
 - ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
- （2）当会社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）
 ② 普通保険約款第24条（2）
 ③ 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）（2）
 ④ 基本特約第12条（3）（4）
 (注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3)次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。
 ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）
 ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）（2）
- (4)次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前率（注2）の変更後率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
 ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）
 ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）（4）
 (注)普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
 (注)変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
 (注)変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (5)次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険料および特約に従い、保険金を支払います。
 ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（6）
 ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（9）
- 第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）**
 保険料（注）の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
 (注)保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。
- 第7条（保険料領収証の発行）**
 当会社は、集金者を通じて払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。
- 第8条（特約の失効または解除）**
 (1)この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
 ① 集金契約が解除された場合
 ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったりた場合
 ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなったりた場合
 (2)当会社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 (注1)当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
 (注2)同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。
 (3) (1)の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。
- 第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み）**
 (1)保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日から1ヶ月以内（注1）に、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1ヶ月以内（注2）に未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。
 (注1)基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで
 (注2)基本特約付帯契約の場合には、解除日属する月の翌月末日まで
 (2)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日または解除日から未払込保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
 (3)当会社は、(1)に定める規定する期間内に未払込保険料または未払込分割保険料

の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払込保険料または未払込分割保険料について基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の解除）（2）および同第6条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 基本特約第4条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその月の属する月の翌月末日までの期間」
 ② 基本特約第6条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその月の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」
 (4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
 (5) (3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返却しません。

第10条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1)基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいるときは、第8条（特約の失効または解除）（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2)保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条（特約失効の特例）

基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間の満了する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した月の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）（1）の規定を準用するものとします。

第12条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは、「家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第13条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは、「夫婦全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第14条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは、「家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

団体扱特約（一般B）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
当該事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払込分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用され

ます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体
 - イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- ③ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 当該事業所において、給与支払日に保険契約者から直接保険料を集金すること。
 - イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
 - ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
 - ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むかまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むなければなりません。ただし、保険契約者が当該事業所において当会社と団体年に係る特約を付した保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険契約の保険期間の末日(注)をこの保険契約の保険期間の初日とするときは、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
(注) その保険契約が保険期間の中途で解除された場合には、その解除日とします。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むなければなりません。

第4条 (保険料領収書の事故)

保険証券記載の保険期間が始まつた後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故に傷害または損害に対しでは、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が次の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込むなければなりません。
 - ① 普通保険約款第24条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)
 - ② 基本特約第12条(保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)
- (2) 当会社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 普通保険約款第24条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)
 - ② 普通保険約款第24条(2)
 - ③ 基本特約第12条(保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)(2)
 - ④ 基本特約第12条(3)(4)

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。

(3) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

(1) 普通保険約款第24条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)

(2) 基本特約第12条(保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)(2)

(4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(1) 普通保険約款第24条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)

(2) 基本特約第12条(保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)(4)

(注1) 普通保険約款第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(5) 次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保

険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

- ① 普通保険約款第24条(保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(6)
- ② 基本特約第12条(保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(9)

第6条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料(注)の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払保険料または未払分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

(注) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。

第7条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

③ 保険契約者またはその代理人が保険料を当該事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなつた場合

- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注1) 当社との間の団体特約に係る他の集金契約を含みます。

(注2) 同一の保険契約者が複数の団体間に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

第9条 (特約の失効または解除後の未払保険料等の払込み)

- (1) 前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内(注1)に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1か月以内(注2)に未払保険料または未払分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(注1) 基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで

(注2) 基本特約付帯契約の場合には、解除日属する月の翌月末日まで

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料または未払分割保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等から未払保険料または未払分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料または未払分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払保険料または未払分割保険料について基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の解除)(2)および同第6条(保険料の振替算付)の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

① 基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 基本特約第6条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」

(4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第10条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいたときは、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条 (特約失効の特例)

基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払分割保険料の払込みについては、基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力)(1)の規定を準用するものとします。

第12条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第13条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「1夫婦全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第14条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第15条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
基本特約	積立型基本特約をいいます。
口座振替日	集金手続を行い得る最初の口座振替日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団体、労働組合または共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が集金者に次のこととを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、口座振替日に保険料を集金すること。
 - イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
 - ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
 - ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むかまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額を分割して払い込むこと。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結とともに直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結とともに直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条（保険料領収前との事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集

金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が次の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 - ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
 - ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
- (2) 当会社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）
 - ② 普通保険約款第24条（2）
 - ③ 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）（2）
 - ④ 基本特約第12条（3）（4）

（注1）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) この規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

- ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）
 - ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）（2）

- (4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
 - ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）
 - ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）（4）

- ① 普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
 - ② 变更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
 - ③ 变更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- (5) 次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
 - ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（6）
 - ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（9）

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

保険料（注2）の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払保険料または未払分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

（注2）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。

- (7) **（保険料領収証の発行）**
当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となつた最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かつてのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかつた場合

- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約に代わって集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

（注1）当社との間の団体投特約に係る他の集金契約を含みます。

(注2) 同一の保険契約者が複数の団体に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。

(3) (1) もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

第9条 (特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

(1) 保険契約者は、前条(1)または第13条(退職者に対する特則)(2)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内(注1)に、前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1か月以内(注2)に未払込保険料または未払込分割保険料の全額を集め金を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(注1) 基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで

(注2) 基本特約付帯契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日まで

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等または解除日から未払込保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払込保険料または未払込分割保険料について基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の解除)、(2)および同第6条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

① 基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 基本特約第6条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」

(4) (3) の解除は、集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第10条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

(1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいるときは、第8条(特約の失効または解除)、(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は第13条(退職者に対する特則)

(2) の規定によりこの特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条 (特約失効の特例)

基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の口座振替日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集め金を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力)、(1)の規定を準用するものとします。

第12条 (退職者に対する特則)

(1) 第2条(特約の適用)の規定にかかわらず、団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体特約による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のこととを委託し、集金者がそれを承諾しているときにかぎり、この特約を適用することができます。

① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(2) 第8条(特約の失効または解除)の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(注)から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者は集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかつた場合

③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

(注) 第8条(1)に規定する集金不能日等とみなします。

(3) (2) ①または③の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

第13条 (家族特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、この特約第6条

(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは「1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第14条 (家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、この特約第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは「1夫婦全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第15条 (家族特約(配偶者補償対象外)が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外)が付帯された場合には、この特約第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは「1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

団体特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払込分割保険料	この保険契約に定められた保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第3条 (保険料の払込方法)

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。

(2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれなければなりません。

(3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれなければなりません。

(4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 当会社が次の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

- ① 普通保険約款第24条(保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)
- ② 基本特約第12条(保険料の変更等・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

(2) 当会社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 普通保険約款第24条(保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の

変更に関する通知義務等の場合) (1)

② 普通保険約款第24条 (2)

③ 基本特約第12条 (保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (1) (2)

④ 基本特約第12条 (3) (4)

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

① 普通保険約款第24条 (保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (1)

② 基本特約第12条 (保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (1) (2)

(4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前率(注2)の変更後率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

① 普通保険約款第24条 (保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (2)

② 基本特約第12条 (保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (3) (4)

(注1) 普通保険約款第15条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1) または(2) の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(5) 次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

① 普通保険約款第24条 (保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (6)

② 基本特約第12条 (保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (9)

第6条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料(注)の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払保険料または未払分割保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

(注) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。

第7条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条 (特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます)から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合、その他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなつた場合

③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注1) 当社との間の団体保険特約に係る他の集金契約を含みます。

(注2) 同一の保険契約者が複数の団体に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。

(3) (1) の事が発生した場合は(2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

第9条 (特約の失効または解除後の未払保険料等の払込み)

(1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日から1か月以内(注1)に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1か月以内(注2)に未払保険料または未払分割保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(注1) 基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで

(注2) 基本特約付帯契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日まで

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料または未払分割保険料の全額が払い込まれない場合において、集金不能日から未払保険料または未払分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料または未払分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払保険料または未払分割保険料について基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込み)

予および保険契約の効力) (2) および同第6条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

① 基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 基本特約第6条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」

(4) (3) の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第10条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

(1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいるときは、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条 (特約失効の特例)

基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払分割保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払分割保険料の払込みについては、基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力)(1)の規定を準用するものとします。

第12条 (家族特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、この特約第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは、「家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは、「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第13条 (家族特約(夫婦契約)が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合には、この特約第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは、「1夫婦全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは、「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第14条 (家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者補償対象外用)が付帯された場合には、この特約第6条(死亡保険金支払の場合の保険料払込み)の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは、「1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは、「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

団体扱特約(口座振替方式)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
未払分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けています。

- ② 団体に勤務している者によって構成されている労働組合、共済組織等で団体から保険料集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 ③ 保険契約者が、集金者が次のこととを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 　ア、指定口座から、預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
 　イ、上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
 ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
 ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むかまたは年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
 (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結とともに直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結とともに直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収前との事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しても、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が次の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
 ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
 ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
 (2) 当会社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）
 ② 普通保険約款第24条（2）
 ③ 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）（2）
 ④ 基本特約第12条（3）（4）
 (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合には限ります。

- (3) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

- ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）
 ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）（2）
 (4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
 ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）
 ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）（4）
 (注1) 普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
 (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
 (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- (5) 次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険料款および特約に従い、保険金を支払います。

- ① 普通保険約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（6）
 ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（9）

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

保険料（注）の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込保険料または未払分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時

に当会社に払い込まなければなりません。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

（注）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいます。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となつた最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1ヶ月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
 ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1ヶ月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかつた場合
 ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
 ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 (注1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
 (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。

- (3) (1) ①もしくは④の事実が発生した場合は（2）の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条（1）または第13条（退職者に対する特則）（2）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日等から1ヶ月以内（注1）に、前条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1ヶ月以内（注2）に未払込保険料または未払分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (注1) 基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで

- (注2) 基本特約付帯契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日まで

- (2) 当会社は、（1）に定める期間内に未払込保険料または未払分割保険料の全額が払い込まれない場合において、集金不能日等から未払込保険料または未払分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、（1）に定める期間内に未払込保険料または未払分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払込保険料または未払分割保険料について基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の解除）（2）および同第6条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 基本特約第4条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」
 ② 基本特約第6条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等」

- (4) (3) の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
 (5) (3) の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、既に領収した保険料は返還しません。

第10条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいるときは、第8条（特約の失効または解除）（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合または第13条（退職者に対する特則）（2）の規定によりこの特約が効力を失った場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、（1）以外の払込方法とすることができます。

第11条（特約失効の特例）

- 基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、保険期間の満了する月の前々月の口座振替日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込分割保険料の払込みについては、基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）（1）の規定を準用するものとします。

第12条（退職者に対する特則）

- (1) 第2条（特約の適用）の規定にかかわらず、団体が退職者について、団体扱特約による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾し

ているときには、この特約を適用することができます。

- ① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
 - ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- (2) 第8条（特約の失効または解除）の規定にかかるわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日（注）から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかつた場合

- ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合
- (注) 第8条（特約の失効または解除）(1)に規定する集金不能日等とみなします。

- (3) (2) ①または③の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

第13条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは「1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第14条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは「1夫婦全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第15条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは「1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

団体扱特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「団体扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金手続きを行い得る最初の集金日をいいます。
団体	当社が別に定める基準に適合する団体をいい、保険証券記載の団体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払分割保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体の構成員（注）であり、かつ、団体扱特約に係る保険契約を締結することが認められている者であること。
- ② 団体または団体から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金日に保険料を集金すること。
 - イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

（注）団体の自身およびその団体を構成する構成員の役職員を含みます。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次の①または②に掲げるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこ

と。

- ② 保険期間が1年を超える保険契約については、保険料を一括して払い込むまたは年額保険料保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対する保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が次の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
 - ① 普通保険料第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
 - ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）
- (2) 当会社は、保険契約者が次の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 普通保険料第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）
 - ② 普通保険料第24条（2）
 - ③ 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）（2）
 - ④ 基本特約第12条（3）（4）
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

- ① 普通保険料第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）
 - ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（1）（2）

- (4) 次の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があつた後に生じた事故に対する保険金を削減して支払います。
 - ① 普通保険料第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）
 - ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）（4）
- (注1) 普通保険料第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいいます。
- (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいいます。

- (5) 次の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に適用される普通保険料款および特約に従い、保険金を支払います。
 - ① 普通保険料第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（6）
 - ② 基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（9）

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

保険料（注）の払込みを完了する前に、当会社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払保険料または未払分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、基本特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

（注）保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料をいいいます。

第7条（保険料領収前の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、そ

の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者はまたは集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合
 - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(注1) 当社との間の集団扱特約に係る他の集金契約を含みます。
(注2) 同一の保険契約者が複数の集団扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。
(3) (1) ①もしくは③の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

第9条（特約の失効または解除後の未払保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内（注1）に、前条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は、解除日から1か月以内（注2）に未払保険料または未払分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。
(注1) 基本特約付帯契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日まで
(注2) 基本特約付帯契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日まで
(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料または未払分割保険料の全額が払い込まれない場合において、集金不能日等または解除日から未払保険料または未払分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料または未払分割保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯契約の場合においては、未払保険料または未払分割保険料について基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の解除）（2）および同第6条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。
① 基本特約第4条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
② 基本特約第6条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または解除日」
(4) (3) の解除は、集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(5) (3) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。

第10条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 基本特約付帯契約の場合において、保険料を分割して払い込んでいるときは、第8条（特約の失効または解除）（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合の翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第11条（特約失効の特例）

- 基本特約付帯契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払分割保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払分割保険料の払込みについては、基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）（1）の規定を準用するものとします。

第12条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは、「1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは、「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第13条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは、「1夫婦全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは、「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第14条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、この特約第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中、「死亡保

金を支払うべき傷害が生じた場合は」とあるのは、「1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は」、「その保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは、「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

初回保険料口座振替特約（積立型基本特約付帯契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	① 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料 ② 保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料（注） (注) 保険契約者が将来到来する払込期日の保険料を前納する旨を申し出た当社がこれを承認した場合は当社の定めるところにより算出した前納保険料を含みます。
初回保険料払込期日	取扱金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期限	初回保険料払込期日の属する月の翌月末日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについてあらかじめ合意がある場合に適用されます。
(2) 保険契約者がこの特約の適用を受けようとする場合は、次に掲げる条件を満たすことを要します。
① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること
② 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座への保険料の口座振替を委託すること。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
(2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあつたものとみなします。
(3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預入れておかなければなりません。

第4条（保険責任の始期および終期）

- 当会社の保険責任は、初回保険料払込期日の属する月の翌月1日（注1）の午前0時（注2）に始まり、保険期間の末日の午後4時に終ります。
(注1) 初回保険料払込期日の翌日から初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのいずれかの日を、あらかじめ当会社と保険契約者との間で保険期間の初日として定めた場合は、その定めた日とします。
(注2) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻とします。

第5条（初回保険料の口座振替が行われなかった場合の取扱い）

- (1) 第3条（初回保険料の払込み）の規定による初回保険料の払込みが行われなかつた場合には、保険契約者は、払込期限までに、当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。
(2) 前条の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当会社は、初回保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者が(1)のとおり初回保険料を払い込んだ場合は、保険金を支払います。
(3) (1)の場合において、保険契約者が払込期限までに初回保険料の払込みを行わなかつた場合には、この保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。
(4) (3)の規定によりこの保険契約が失効した場合には、当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定にかかるままで、返れい金を支払いません。

第6条（準用規定）

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。
(2) (1)の場合において、この保険契約に自動継続特約（積立型基本特約付帯契約用）が付帯されている場合の同特約の規定による継続契約には、この特約の規定は適用しません。

保険料の払込免除特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
こども総合費用特約	こども総合費用補償特約をいいます。
扶養者	こども総合費用特約第1条（用語の定義）に規定する扶養者をいいます。
扶養不能状態	こども総合費用特約第1条（用語の定義）に規定する扶養不能状態をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、基本特約およびこども総合費用特約が付帯されており、かつ、こども総合費用特約に規定する扶養者が保険契約者である保険契約に限り付帯できます。

第3条（保険料の払込免除）

- (1) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった場合には、扶養不能状態の原因となった扶養者の傷害が発生した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料の払込みを免除します。
- (2) (1)の場合には、この保険契約の保険料払込方法にかかわらず、翌保険年度以降の保険期間の初日応当日ごとに、この保険契約の年額保険料の払込みがあったものとして取扱います。

第4条（保険契約解除の場合）

当会社は、前条（1）の規定により保険料の払込みを免除した後でも、普通保険約款第14条（告知義務）および同第21条（重大事由による保険契約の解除）の規定により、この保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、保険契約者に対し、既に免除した保険料相当額の返還を請求することができます。

第5条（保険料の請求）

当会社は、普通保険約款第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）の規定による通知を受けた場合は同第14条（告知義務）（3）③の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があり、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなるときは、その差額を一括して請求します。

第6条（基本特約の適用除外）

この特約第3条（保険料の払込免除）（1）の規定により、当会社が保険料の払込みを免除した後は、基本特約第3条（保険料払込方法の変更）、第5条（保険料の前納）および第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）の規定は適用しません。

第7条（基本特約の読み替え）

この特約の付帯された保険契約においては、基本特約別表1「無効・失効・解約返れい金表」を、この特約別表とのおり読み替えて適用します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および基本特約の規定を準用します。

別表 無効・失効・解約返れい金表（保険期間5年の場合）

1. 年払契約の場合（満期返れい金10万円に対し）

- a. 家族特約、家族特約（夫婦用）および家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯されていない場合

（a）交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯されていない場合

（単位：円）

払込保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過	ご契約内容での返れい金に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。	
4年分まで	3年経過		
5年分まで	4年経過		

（b）交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯されている場合

（単位：円）

払込保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過	ご契約内容での返れい金に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。	
4年分まで	3年経過		
5年分まで	4年経過		

b. 家族特約、家族特約（夫婦用）または家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯されている場合

（単位：円）

払込保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過		
4年分まで	3年経過		
5年分まで	4年経過		

ご契約内容での返れい金に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

2. 一時払契約の場合（保険期間の中途で保険料の全額が払い込まれた場合を含みます。）（満期返れい金10万円に対し）

- a. 家族特約、家族特約（夫婦用）および家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯されていない場合

（a）交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯されていない場合

（単位：円）

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			
3年経過			
4年経過			

ご契約内容での返れい金に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

（b）交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯されている場合

（単位：円）

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			
3年経過			
4年経過			

ご契約内容での返れい金に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

- b. 家族特約、家族特約（夫婦用）または家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯されている場合

（単位：円）

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			
3年経過			
4年経過			

ご契約内容での返れい金に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

（注）

1. 返れい金の計算にあたっては、次に掲げる日を基準日とします。
 - (1) 基本特約第14条（返れい金の支払－無効または失効の場合）（2）においては、この保険契約が失効した日
 - (2) 基本特約第15条（返れい金の支払－終了の場合）（1）ただし書においては、この保険契約が終了した日
 - (3) 基本特約第17条（返れい金の支払－解除の場合）（1）においては、この保険契約が解除された日
2. 半年払・月払契約の場合には、上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
3. 上記保険期間以外の保険期間の契約の場合には、上記保険期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
4. 経過期間に1年未満の端月数がある契約の場合には、上記経過期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
5. 保険料が前納されている場合には、経過期間分については上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいし、未経過期間分についてはその払い込まれた保険料の額に当会社の定める利率および方法により計算した利息を付けて返れいします。
6. A表、B表およびC表については、その適用区分を次のとおりとします。
 - (1) A表を適用する場合
 - a. 基本特約第10条（保険契約の失効）（2）の規定により保険契約が失効した場合

- b. 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）発動等の場合に当会社が特別措置を定めたとき。
 - c. 普通保険約款第 14 条（告知義務）（2）、第 15 条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）、第 21 条（重大事由による保険契約の解除）（1）または基本特約第 12 条（保険料の変更等 - 告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（6）の規定により当会社が保険契約を解除した場合
 - d. 保険金額が同額以上となる新たな積立型基本特約付帯傷害保険契約を締結するため、保険契約者から保険契約解除の申出があった場合
- (2) B 表を適用する場合
- a. 基本特約第 4 条（第 2 回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）または第 10 条（保険契約の失效）（1）の規定により保険契約が失效した場合
 - b. 上記（1）c 以外で当会社が保険契約を解除した場合
 - c. 上記（1）d 以外の事由により保険契約者または被保険者から保険契約解除の申出があった場合
- (3) C 表を適用する場合保険料払込方法が一時払の場合において基本特約第 11 条（保険契約の終了）（1）の規定により保険契約が終了したとき。

通信販売特約（積立型基本特約付帯契約用）

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事前審査済通知書	当会社があらかじめ保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約についての契約内容、保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した書類をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。
引受審査結果通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した通知書をいいます。

第 2 条（この特約の適用条件）

当会社は、積立型基本特約付帯の保険契約に限り、この特約を適用します。

第 3 条（保険契約の申込み）

当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みを行うことができるものとします。

- ① 申込書に所定の事項を記載し、当会社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対して、保険契約の申込みの意思を表示し、当会社所定の事項を連絡すること。

第 4 条（通知書等の送付および申込書の返送）

(1) 前条の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約については、次に掲げる書類を保険契約者に送付します。なお、引受けを行わない保険契約については、直ちに保険契約者にその旨通知します。

① 前条①による場合は、引受審査結果通知書

② 前条②による場合は、引受審査結果通知書および申込書

(2) 保険契約者が（1）②の申込書の送付を受けた場合は、保険契約者は、申込書に所定の事項を記載し、引受審査結果通知書記載の返送期限までに当会社へ返送するものとします。

(3) 保険契約者により（2）の申込書が引受審査結果通知書の返送期限までに当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、（1）の申込みがなかったものとして取り扱います。

(4) の規定にかかわらず、事前審査済通知書を保険契約者へ送付している場合で、かつ、あらかじめ審査した契約内容で前条①または②に掲げるいずれかの方法により、事前審査済通知書記載の期間内に申込みを受けたときは、次に掲げる書類の保険契約者への送付を省略できるものとします。

① 前条①による場合は、引受審査結果通知書

② 前条②による場合は、引受審査結果通知書および申込書

(5) (4) の事前審査済通知書に記載されたあらかじめ審査した契約内容と異なる契約内容で保険契約者より申込みを受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否をあらためて審査するものとします。

第 5 条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、前条（1）の引受審査結果通知書または（4）の事前審査済通知書に従い、保険料を払い込まなければなりません。

(2) 引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載する保険料の払込期日は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第 6 条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の次に掲げる時刻に始まり、末日の午後 4 時に終ります。

① ②以外の場合

午前 0 時（注）

② この保険契約が継続契約の場合

午後 4 時

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当会社は、引受結果通知書または事前審査済通知書に記載された保険料（注）領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 保険料を分割して払い込む場合には、第 1 回分割保険料をいいます。

第 7 条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載された保険料の払込期日までに保険料（注）の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

(注) 保険料を分割して払い込む場合には、第 1 回分割保険料をいいます。

第 8 条（準用規定）

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(2) (1) の場合において、この保険契約に自動継続特約が付帯されている場合の同特約の規定による継続契約には、この特約の規定は適用しません。

条件付テロ危険補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

第 2 条（テロ危険の補償）

(1) 当会社は、この特約に従い、普通保険約款第 3 条（保険金を支払わない場合 - その 1）(1) ⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。
「⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 5）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為を除きます。」

(2) 当会社は、普通保険約款第 3 条（保険金を支払わない場合 - その 1）(1) ⑨以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、(1) と同じ規定がある場合には、その規定についても（1）と同様に読み替えて適用します。

第 3 条（この特約の解除）

当会社は、テロ行為の危険が著しく増加したと認めた場合は、保険契約者に対する 48 時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

第 4 条（特約解除の効力）

第 3 条（この特約の解除）の規定により当会社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第 2 条（テロ危険の補償）の読み替えはなかったものとします。

保険料払込猶予特約

第 1 条（保険料の払込猶予）

当会社は、保険契約者から、保険料払込みの猶予の申出があり、かつ、当会社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、保険料の払込みを保険期間の初日から保険期間の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日までの期間（注）猶予します。
（注）以下「猶予期間」といいます。

第 2 条（保険料領収前の当会社の支払責任に関する取扱い）

当会社は、前条に規定する猶予期間に生じた損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前の当会社の支払責任に関する規定を適用しません。

第 3 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	保険契約者の会計年度または事業年度をいいます。
交付金受領日	法令に定める保険契約者のその会計年度等の事業運営のための交付金の交付手続が終了し交付金を受領する日をいい、その会計年度等における第 1 回目の交付金の受領日に限るものとします。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をすべて満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約者が独立行政法人、地方独立行政法人または国立大学法人等（注 1）であること。
- ② この保険契約の保険期間の初日が、会計年度等の初日（注 2）から、交付金受領日までの間であること。
- ③ この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされて

いること。

(注) 国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。

(注2) 保険契約者の成立年度についてはその成立の日とします。

第3条（保険料の払込猶予）

この保険契約の保険料が、交付金受領日の翌日（注）までに払い込まれた場合には、この保険契約の保険期間が始まった時に保険料を領収したものとみなします。

(注) その翌日が休日の場合には、休日の翌日以降最初に到来する休日以外の日とします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

「保険料払込猶予特約」および「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」について

「保険料払込猶予特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年度の初日が休日に該当する場合
2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに保険料の払込みをすることができない場合

「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」は、独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等（注）（以下「独立行政法人等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が、独立行政法人等の会計年度の初日から、交付金受領日までの間である場合
2. この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされている場合

（注）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。

交通事故傷害危険のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）、訓練（注2）または試運転（注3）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (注3) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサー トラック、耕運機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第4条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者がその身体に被った次に掲げるいずれかの傷害およびその傷害を被ったことにより生じた損害に限り、普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注1）との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害

- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外來の事故によって被つた傷害

- ③ 道路通行中の被保険者が、次に掲げる事故のいずれかによって被った傷害
ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
イ. 崩壊、土砂崩れまたは岩石等の落下
ウ. 火災または破裂・爆発

エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

- ④ 被保険者が、建物または交通乗用具（注1）の火災によって被った傷害
(注1) これに積載されているものを含みます。

(注2) 隣接等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

(注4) 入場客を含みます。

(注5) 改札口の内側をいいます。

(2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または攝取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 繙続的に吸入、吸収または攝取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間にについては、保険金を支払います。

イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準する方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準する方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間にについては、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準する方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間。

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間。

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間。

④ 被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間

ア. グライダー

イ. 飛行船

ウ. 超軽量動力機

エ. ジャイロプロペラ

(注) 定期便であると不定期便であると問いません。

(2) 当会社は、被保険者が職務として次に掲げる作業のいずれかに從事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 交通乗用具への荷物等（注）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積御し作業または交通乗用具上での荷物等（注）の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

(注) 荷物、貨物等をいいます。

第4条（交通乗用具の範囲）

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト等 (注) ジェットコースター、メリーゴーランド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用いて）、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。） (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）、ジャイロプロペラ） (注) ハンググライダー、気球、バラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）） (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第5条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合ーその2）、第

15条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第24条（保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および同条（5）

の規定は適用しません。

第6条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約第3条（保険金を支払わない場合）および同第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）の規定は適用しません。
- ② この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。

第7条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（夫婦用）第3条（保険金を支払わない場合）および同第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）の規定は適用しません。
- ② この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（夫婦用）の規定を適用します。

第8条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（配偶者補償対象外用）第3条（保険金を支払わない場合）および同第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）の規定は適用しません。
- ② この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（配偶者補償対象外用）の規定を適用します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

入院保険金および手術保険金支払日数延長特約（1,000日用）

第1条（入院保険金および手術保険金支払日数の延長）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その傷害が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、入院保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の規定にかかるわらず、当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (3) (1) の入院保険金が支払われる場合において、当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)に規定する手術を受けたときは、(6)の規定にかかるわらず、手術保険金を支払います。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第29条（保険金の請求）(1)③ウ.の規定中「180日」とあるのは「1000日」と読み替えて適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

通院保険金支払対象日数延長特約（1,000日用）

第1条（通院保険金支払対象日数の延長）

当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その傷害が普通保険約款第8条（通院保険金の支払）(1)に規定する通院保険金の支払事由に該当することとなった場合には、同条(1)の規定にかかるわらず、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第29条（保険金の請求）(1)④ウ.の規定中「180日」とあるのは「1000日」と読み替えて適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および

普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1) の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。以下同様とします。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1) の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{普通保険約款別表2に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1) の規定にかかるわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当会社は、発病の日からその日を含めて180日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のどおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 普通保険約款別表2の各級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\frac{\text{既にあった後遺障害に重なる後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{適用する割合}$$

(6) この特約の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ（注）、次の額をもって限度とします。

$$\text{保険金額} - \text{および(1)から(5)までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額} = \text{限度額}$$

(注) 保険期間が1年間を超える保険契約においては、同一保険年度内に生じた事故による傷害または発病した特定感染症に対して

第6条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。
- ① 入院した場合
② 普通保険約款別表3のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合
- (2) (1) の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{入院保険金日額} \times (1) \text{ ①または②に該当した日数} = \text{入院保険金の額}$$

- (3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (4) 当会社は、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数} \text{ (注)} = \text{通院保険金の額}$$

（注）90日を限度とします。

- (2) 当会社は、(1) の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (4) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

- (1) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

- (2) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ（注）、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

（注）保険期間が1年間を超える保険契約においては、同一保険年度内に生じた事故による傷害または発病した特定感染症に対して

- (3) 被保険者がこの特約による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたとしても、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

- (4) 第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたとしても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第9条（発病の通知）

- (1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書の提出を求めるときは、これに応じなければなりません。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく(1)の規定に違反したとき、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、それによって当会社が保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に損害賠償の請求をすることができるとして認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時

ア. 被保険者に後遺障害が生じた時

イ. 特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時

② 入院保険金および手術保険金については、次のうちいずれか早い時

ア. 被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になつた時

イ. 第6条（入院保険金の支払）(1) ①および②のいずれにも該当しない程度になつた時

ウ. 特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- ③ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
- ア. 被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になつた時
- イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
- ウ. 特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書

② 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類

③ 被保険者の印鑑證明書

④ 保険金の請求を証する書類および委任を受けた者の印鑑證明書（注）

⑤ その他当会社が普通保険約款第30条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内外の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、発病の状況または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、(5) の規定に違反した場合

② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合

③ 提出書類（注）または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注) (2)、(3) または(5) の書類をいいます。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書の要求）

- (1) 当会社は、第9条（発病の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合で、当会社が必要と認めたときは、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

- (2) (1) の規定による診断のために要した費用（注）は、当会社が負担します。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）の1、第4条（保険金を支払わない場合）の2、第5条（死亡保険金の支払）、第6条（後遺障害保険金の支払）、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）、第8条（通院保険金の支払）、第9条（傷害医療費用保険金の支払）、第10条（介護保険金の支払）、第11条（死亡の推定）、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（注）および（5）、第25条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）ただし書、第28条（事故の通知）、第29条（保険金の請求）および第31条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条（用語の定義）「危険」の規定中「傷害または損害」とあるのは「特定感染症の発病」

② 第12条（他の身体の障害または疾病の影響）(1) の規定中「被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症を発病した」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」

③ 第12条（2）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」

④ 第13条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「生じた事故による傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」

⑤ 第14条（告知義務）(3) の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」

- ⑥ 第14条（4）の規定中「傷害または損害の発生した」とあるのは「特定感染症の発病」
 ⑦ 第14条（5）の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
 ⑧ 第21条（重大事由による保険契約の解除）（1）①の規定中「傷害または損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとしたこと」
 ⑨ 第21条（2）の規定中「傷害または損害の発生した」とあるのは「特定感染症の発病」、「発生した傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
 ⑩ 第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第1条（用語の定義）の事故による損害」
 ⑪ 第30条（保険金の支払時期）（1）①の規定中「事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無」とあるのは「発病の原因、特定感染症発病の有無」
 ⑫ 第30条（1）③の規定中「損害の額（注2）または傷害の程度、事故と傷害または損害との関係」とあるのは「特定感染症の程度」
 ⑬ 第30条（1）の規定中「前条」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求）」
 ⑭ 第32条（時效）の規定中「第29条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求）（1）に定める時」
 ⑮ 第33条（代位）（1）の規定中「傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- 第14条（後遺障害保険金追加支払特約等が付帯された場合の取扱い）**

この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金追加支払特約または後遺障害保険金追加支払特約または後遺障害保険金追加支払特約の規定中「普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）」とあるのは「この特約第5条（後遺障害保険金の支払）」、「普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病した」と読み替えて適用します。

第15条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適用する場合は、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- ② 家族特約第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となつた事故発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。
- ③ この特約第5条（後遺障害保険金の支払）（1）の規定中「保険金額」とあるのは「その被保険者の保険金額」、「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」と読み替えて適用します。
- ④ この特約第6条（入院保険金の支払）（1）の規定中「入院保険金日額」とあるのは「その被保険者の入院保険金日額」、「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」と読み替えて適用します。
- ⑤ この特約第7条（通院保険金の支払）（1）の規定中「通院保険金日額」とあるのは「その被保険者の通院保険金日額」、「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」と読み替えて適用します。
- ⑥ この特約第10条（保険金の請求）（3）の規定中「被保険者の代理人」とあるのは「その被保険者の代理人」と読み替えて適用します。
- ⑦ この特約第10条（3）①および②の規定中「被保険者と」とあるのは「その被保険者と」と読み替えて適用します。
- ⑧ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。

第16条（夫婦用）（夫婦用）が付帯された場合の取扱い

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合において、この特約を適用する場合は、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（夫婦用）第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- ② 家族特約（夫婦用）第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となつた事故発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。
- ③ この特約第5条（後遺障害保険金の支払）（1）の規定中「保険金額」とあるのは「その被保険者の保険金額」、「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」と読み替えて適用します。
- ④ この特約第6条（入院保険金の支払）（1）の規定中「入院保険金日額」とあるのは「その被保険者の入院保険金日額」、「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」と読み替えて適用します。
- ⑤ この特約第7条（通院保険金の支払）（1）の規定中「通院保険金日額」とあるのは「その被保険者の通院保険金日額」、「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」と読み替えて適用します。
- ⑥ この特約第10条（保険金の請求）（3）の規定中「被保険者の代理人」とあるのは「その被保険者の代理人」と読み替えて適用します。
- ⑦ この特約第10条（3）①および②の規定中「被保険者と」とあるのは「その被保険者と」と読み替えて適用します。
- ⑧ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（夫婦用）の規定を適用します。

第17条（家族特約（配偶者補償対象外用））が付帯された場合の取扱い

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者不担保用）が付帯された場合において、この特約を適用する場合は、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（配偶者不担保用）第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用し

ません。

- ② 家族特約（配偶者不担保用）第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となつた事故発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。
- ③ この特約第5条（後遺障害保険金の支払）（1）の規定中「保険金額」とあるのは「その被保険者の保険金額」、「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」と読み替えて適用します。
- ④ この特約第6条（入院保険金の支払）（1）の規定中「入院保険金日額」とあるのは「その被保険者の入院保険金日額」、「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」と読み替えて適用します。
- ⑤ この特約第7条（通院保険金の支払）（1）の規定中「通院保険金日額」とあるのは「その被保険者の通院保険金日額」、「被保険者に」とあるのは「その被保険者に」と読み替えて適用します。
- ⑥ この特約第10条（保険金の請求）（3）の規定中「被保険者の代理人」とあるのは「その被保険者の代理人」と読み替えて適用します。
- ⑦ この特約第10条（3）①および②の規定中「被保険者と」とあるのは「その被保険者と」と読み替えて適用します。
- ⑧ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（配偶者不担保用）の規定を適用します。

第18条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合には、交通事故傷害危険のみ補償特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第19条（長期保険特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「生じた事故による傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」と読み替えて適用します。

第20条（積立型基本特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第11条（保険契約の終了）（1）の規定中「傷害を被った時」とあるのは「特定感染症を発病した時」、「普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）」の後遺障害保険金および同一保険年度内に発病した特定感染症に対するこの特約第2条（後遺障害保険金の支払）」の後遺障害保険金の支払額】
- ② 第24条（家族特約が付帯された場合の取扱い）①および②、第25条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）①および②ならびに第26条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）①および②の規定中「事故による傷害に対して」とあるのは「事故による傷害または発病した特定感染症に対して」

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

ホールインワン・アルバトロス費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アルバトロス	各ホールの基準打数（パー）よりも3つ少ない打数でホールがホールに入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同席し（注）、かつ、ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用し、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。なお、ケイマンゴルフ、ターゲット・パー・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （注）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴の競技者がいなくても構いません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行なうための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者をいいます。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行なう者をいい、ゴルフの競技または指導（注）を職業としている者を除きます。 （注）ゴルフの指導とは、他人が行なうゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。

ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として次の費用を負担することによって被る損害を保険金額を限度に、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 贈呈用記念品購入費用（注1）。ただし、次のものの購入費用を除きます。
 - ア. 貨幣、紙幣
 - イ. 有価証券
 - ウ. 商品券等の物品切手
 - エ. プリベイドカード（注2）
- ② 祝賀会（注3）費用
- ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④ 同伴キャディ（注4）に対する祝儀（注5）
- ⑤ その他慣習として負担することが社会通念上妥当で、かつ通常負担する費用（注6）。ただし、保険金額の10%を限度とします。
- (注1) ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
- (注2) 被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものをお除きます。
- (注3) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した日の翌日から起算して3か月以内に開催された祝賀会に限ります。ただし、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、積雪または荒天等によりゴルフ競技を全く行うことができなかつたときは、当会社が認める期間を延長します。
- (注4) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、その達成時に被保険者のゴルフ競技の補助者として使用していたキャディをいいます。
- (注5) 同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行った記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
- (注6) この保険契約を締結しない場合は生じなかった費用を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用者（注）である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

（注）臨時雇いを含みます。

第4条（保険金の支払額）

当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）①から④までの費用を負担することによって被る損害の額の合計額とします。ただし、保険金額を限度とします。

第5条（保険金額の自動復元）

当会社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
最高支払責任額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約の支払責任額をいいます。

第7条（事故の発生）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合は、次のことを行ななければなりません。

- ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
ア. ホールインワンまたはアルバトロスを行った日時、場所、状況
イ. アの証人となる者の住所および氏名

② 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく（1）の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の費用を負担した

時から発生し、これを行なうことができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 次の者すべてが署名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

ア. 同伴競技者（注1）

イ. 同伴キャディ（注2）

ウ. 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の責任者

- ② 第2条（保険金を支払う場合）①から⑤までの費用の支払を証明する領収書

（注1）被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。

（注2）被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、その達成時に被保険者のゴルフ競技の補助者として使用していたキャディをいいます。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合は生計を共にする3親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、被保険者のホールインワンもしくはアルバトロスの達成の状況または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）および（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行なった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、（5）の規定に違反した場合

② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合

③ 提出書類（注）または証拠を偽造または変造した場合

（注）③または④または（5）の書類をいいます。

第9条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）から第12条（他の身体の障害または疾病の影響）、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務の場合）（2）および（5）、第25条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）（ただし書）、第28条（事故の通知）、第29条（保険金の請求）、第31条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）、第33条（代位）および第34条（死亡保険金受取人の変更）の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条（用語の定義）「危険」の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」

② 第13条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「生じた事故による傷害または損害」とあるのは「達成したホールインワンまたはアルバトロスによる損害」

③ 第14条（告知義務）（3）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）」の事故によって傷害または損害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンまたはアルバトロスを達成する前に」

④ 第14条（4）の規定中「傷害または損害の発生した後」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）」①から⑤までの費用を負担した後」

⑤ 第21条（重大事由による保険契約の解除）（1）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）」①から⑤までの費用」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）」①から⑤までの費用

⑥ 第21条（2）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）」①から⑤までの費用」

⑦ 第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）」①から⑤までの費用」

⑧ 第30条（保険金の支払時期）の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」、「損害の額（注2）または傷害の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）」

⑨ 第32条（時効）の規定中「第29条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）（1）に定める時」

第11条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② この特約第1条（用語の定義）の被保険者の定義中「普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。
- ③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。

第12条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（夫婦用）第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② この特約第1条（用語の定義）の被保険者の定義中「普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。
- ③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（夫婦用）の規定を適用します。

第13条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（配偶者補償対象外用）第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② この特約第1条（用語の定義）の被保険者の定義中「普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者補償対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。
- ③ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（配偶者補償対象外用）の規定を適用します。

第14条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第15条（長期保険特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）の規定は適用しません。

第16条（積立型基本特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第12条（保険料の変更等一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）および（4）の規定は適用しません。

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

セルフプレイ補償特約

第1条（ホールインワン・アルバトロス費用特約の読み替え）

この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用特約第1条（用語の定義）のゴルフ競技の定義を次のとおり読み替えて適用します。

「

用語	定義
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（注）、基準打数（バー）35以上での9ホールを正規にラウンドすることをいいます。なお、ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （注）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合を除きます。

」

第2条（保険金の請求）

被保険者に同伴キャディ（注1）が存在しなかった場合において、ホールインワン・アルバトロス費用担保特約の規定に従い保険金を請求しようとするときは、同特約第8条（保険金の請求）（1）①に規定する者の署名押印に代えて、次のいずれかに該当する書類または資料を当会社に提出しなければなりません。

- ① 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の使用人（注2）等（注3）で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃（注4）した者たち1名以上が署名押印した当会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
- ② 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合においては、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃（注4）したその公式競技の参加者または競技委員1名以上が署名押印した当会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
- ③ 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことを客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等のホールインワン・アルバトロス証明資料

- （注1）被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、その達成時に被保険者のゴルフ競技の補助者として使用していたキャディをいいます。
- （注2）臨時雇いを含みます。
- （注3）同伴競技者、同一日に同一ゴルフ場において1または複数組で競技することを約束していた競技者および同士以外の全くの第三者をいいます。
- （注4）ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。また、アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数（バー）より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ったことをその場で確認することをいいます。

家族ホールインワン・アルバトロス費用特約（夫婦用）

- 当会社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用特約第1条（用語の定義）に規定する被保険者を、本人およびその配偶者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。
- ホールインワン・アルバトロス費用特約およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

ニども総合費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
育英費用保険金額	保険証券記載の育英費用保険金額をいいます。
医師	被保険者または扶養者が医師である場合は、これらの者以外の医師をいいます。
学資費用	被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間に毎年必要となる費用（注）をいいます。 （注）授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等
学資費用保険金額	保険証券記載の学資費用保険金額をいいます。
事故	急激かつ偶然な外來の事故をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
支払対象期間	支払対象期間開始日から支払対象期間終了日までの期間をいいます。
支払対象期間開始日	扶養者が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。
支払対象期間終了日	保険証券記載のこの特約の終期をいいます。
支払年度	初年度については、支払対象期間開始日から1年内に到来する支払対象期間終了日の応当日までとし、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から1年間をいいます。
進学費用	被保険者が進学する際に、進学する学校に納付する費用のうち、学資費用以外の費用（注）をいいます。 （注）入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。
進学費用保険金額	保険証券記載の進学費用保険金額をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者で、かつ、以下の①または②に該当する者をいいます。 ① 保険期間の末日ににおいて満23歳未満の者 ② 学校教育法に定める以下のアからエまでのいずれかに該当する学校の学生および生徒（注1）とします。 ア. 大学（注2）の学生（注3） イ. 高等学校の生徒（注4） ウ. 特別支援学校の高等部の生徒 エ. 専修学校および各種学校の生徒。ただし、教育基本法に定める義務教育を修了した者に限ります。 （注1）入学手続を終えた者を含みます。 （注2）短期大学、大学院を含みます。 （注3）大学の学部、短期大学の学科および大学院の研究科などに専攻科、別科の学生、留学生、聽講生、研究生をいいます。 （注4）中等教育学校の後期課程の生徒および高等専門学校の学生

	生を含みます。
扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
扶養不能状態	事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として生じた、次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が普通保険約款別表 2 の第 2 級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定されたとき。 ③ ①または②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に普通保険約款別表 2 の第 3 級（3）もしくは（4）に掲げる後遺障害が生じたとき。
保険金	育英費用保険金、学資費用保険金または進学费費用保険金をいいます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることによりこの特約の被保険者が被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を被保険者に支払います。
- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
(注) 繰続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- (3) (1) の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。
- (4) 普通保険約款別表 2 の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、扶養者の身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (5) 同一事例により、2 種以上の後遺障害が生じた場合には、第 1 条（用語の定義）の扶養不能状態の定義における②の規定を適用するときの保険金支払割合は、次の各号に掲げるものとします。
- ① 普通保険約款別表 2 の第 1 級から第 5 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の 3 級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表 2 の第 1 級から第 8 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 2 級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表 2 の第 1 級から第 13 級までに掲げる後遺障害が 2 種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の 1 級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (6) 既に後遺障害のある扶養者が（1）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合には、第 1 条（用語の定義）の扶養不能状態の定義における②の規定を適用するときの保険金支払割合は、次の算式により算出します。

この普通保険約款別表 2 に
掲げる加重後の後遺障害に 既にあった後遺障害に
該当する等級に対する保険 一 該当する等級に対する
金支払割合 = 適用する割合

第 3 条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注 1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注 2）の故意または重大な過失
 - ③ 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 扶養者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注 3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態（注 4）で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 扶養者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 5）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑪ 核燃料物質（注 6）もしくは核燃料物質（注 6）によって汚染された物（注 7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (注 1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注 2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注 3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注 4) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- (注 5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注 6) 使用済燃料を含みます。
- (注 7) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

第 4 条（育英費用保険金の支払）

当会社は、第 2 条（保険金を支払う場合）の規定に基づいて保険金を支払う場合には、育英費用保険金額を育英費用保険金として被保険者に支払います。

第 5 条（学資費用保険金の支払）

- (1) 当会社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した学資費用を負担したことによって被った損害に対して、学資費用保険金を被保険者に支払います。
- (2) 学資費用保険金の支払額は、支払対象期間中の各支払年度について、学資費用保険金額を限度とします。

第 6 条（進学费費用保険金の支払）

- (1) 当会社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した進学费費用を負担したことによって被った損害に対して、進学费費用保険金を被保険者に支払います。
- (2) 進学费費用保険金の支払額は、支払対象期間を通じて進学费費用保険金額を限度とします。

第 7 条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第 8 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の規定は、育英費用保険金、学資費用保険金および進学费費用保険金ごとに適用します。

第 9 条（扶養者の変更）

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者は書面をもってその旨を当会社に通知し、当会社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この特約を適用します。なお、第 2 条（保険金を支払う場合）（1）の事故発生後に扶養者を変更することはできません。

第 10 条（事故の通知）

- (1) 扶養者が事故により傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ① 事故発生の状況の詳細
 - ② 傷害の程度の詳細
 - ③ 他の保険契約等の有無および内容（注）
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。
- (2) 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）または（2）の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 11 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 育英費用保険金については、扶養者が扶養不能状態になった時
 ② 学資費用保険金については、被保険者が学資費用を負担した時
 ③ 進学費用保険金については、被保険者が進学費用を負担した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものと提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
 （注）法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 正當な理由がなく（5）の規定に違反した場合
 ② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合
 ③ 提出書類（注）または証拠を偽造しまたは変造した場合
 （注）(2)、(3) または（5）の書類をいいます。

第12条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第10条（事故の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
 (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (注2) 収入の喪失を含みません。

第13条（育英費用保険金の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合は、第4条（育英費用保険金の支払）は効力を失います。
- ① 育英費用保険金を支払った場合
 ② 被保険者が独立して生計を立てるようになった場合
 ③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合
- (2) 当会社は、(1) (1) の場合には既に払い込まれた育英費用保険金の保険料を返還せず、(1) (2) やび(3)の場合は未経過期間に対し日割をもって計算した育英費用保険金の保険料を返還します。

第14条（普通保険約款の適用除外）

- この特約については、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）から第12条（他の身体の障害または疾病の影響）まで、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務の場合）、(2) やび(5)、第25条（保険料の返還－無効または失効の場合）、(2) ただし書、第28条（事故の通知）、第29条（保険金の請求）、第31条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）および第34条（死亡保険金受取人の変更）の規定は適用しません。

第15条（普通保険約款の読み替え）

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条（用語の定義）「危険」の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」
 ② 第13条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第1条（用語の定義）の事故による損害」
 ③ 第14条（告知義務）(3) (3) の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害または損害を被る前に」とあるのは「この特約第1条（用語の定義）の事故による損害を被る前に」
 ④ 第14条（4）および（5）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第1条（用語の定義）の事故による損害」
 ⑤ 第21条（重大事由による保険契約の解除）(1) の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」
 ⑥ 第21条（2）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第1条（用語の定義）の事故による損害」
 ⑦ 第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7) の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第1条（用語の定義）の事故による損害」
 ⑧ 第30条（保険金の支払時期）の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」、

「損害の額（注2）または傷害の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第11条（保険金の請求）」

- ⑨ 第32条（時効）の規定中「第29条（保険金の請求）(1) に定める時」とあるのは「この特約第11条（保険金の請求）(1) に定める時」
 ⑩ 第33条（代位）(1) の規定中「傷害」とあるのは「損害」

第16条（家族特約が付帯された場合の取扱い）
 この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
 ② 家族特約第2条（被保険者の範囲）(2) の規定中「傷害または損害の原因となった事故発生時」とあるのは「この特約第1条（用語の定義）に規定する事故発生時」と読み替えて適用します。
 ③ この特約第1条（用語の定義）の「被保険者」の定義中「普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者で、かつ、以下の①または②に該当する者」とあるのは「家族特約第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者で、かつ、以下の①または②に該当する保険証券のこの特約の被保険者欄に記載の者」と読み替えて適用します。
 ④ この特約の被保険者が2名以上である場合は、それぞれのこの特約の被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。
 ⑤ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。

第17条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（配偶者補償対象外用）第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
 ② 家族特約（配偶者補償対象外用）第2条（被保険者の範囲）(4) の規定中「傷害または損害の原因となった事故発生時」とあるのは「この特約第1条（用語の定義）に規定する事故発生時」と読み替えて適用します。
 ③ この特約第1条（用語の定義）の「被保険者」の定義中「普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者で、かつ、以下の①または②に該当する者」とあるのは「家族特約（配偶者補償対象外用）第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者で、かつ、以下の①または②に該当する保険証券のこの特約の被保険者欄に記載の者」と読み替えて適用します。
 ④ この特約の被保険者が2名以上である場合は、それぞれのこの特約の被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。
 ⑤ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（配偶者補償対象外用）の規定を適用します。

第18条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第19条（長期保険特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 長期保険特約第3条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2) (5) (6) やび(7) の規定は適用しません。
 ② この特約第13条（育英費用保険金の失効）(1) の規定によりこの特約第4条（育英費用保険金の支払）が効力を失った場合には、この特約第13条（2）の規定にかかるわらず、当会社は、当会社の定める方法により計算した育英費用保険金の保険料を返還します。

第20条（積立型基本特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 積立型基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3) (4) やび(8) の規定は適用しません。
 ② この特約第13条（育英費用保険金の失効）(1) の規定によりこの特約第4条（育英費用保険金の支払）が効力を失った場合には、この特約第13条（2）の規定にかかるわらず、当会社は、当会社の定める方法により計算した育英費用保険金の保険料を返還します。

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 死亡診断書もしくは死体検査書または後遺障害の程度を証明する医師の診断書

6. 被保険者の印鑑証明書
7. 扶養者の戸籍謄本
8. 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
9. 被保険者が学資費用もしくは進学費用を負担していたことを証明する書類（学資費用保険金もしくは進学費用保険金を補償する場合）
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

育英費用保険金補償対象外特約

当会社は、この特約により、こども総合費用特約第4条（育英費用保険金の支払）の規定により支払われる保険金を支払いません。

学資費用保険金補償対象外特約

当会社は、この特約により、こども総合費用特約第5条（学資費用保険金の支払）の規定により支払われる保険金を支払いません。

進学費用保険金補償対象外特約

当会社は、この特約により、こども総合費用特約第6条（進学費用保険金の支払）の規定により支払われる保険金を支払いません。

天災危険補償特約（こども総合費用特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、こども総合費用特約第3条（保険金を支払わない場合）

(1) ⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しても、保険金（注）を支払います。

(注) 育英費用保険金、学資費用保険金または進学費用保険金をいいます。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金支払時期に関する特則）

この特約を付帯した契約について、普通保険約款第30条（保険金の支払時期）(1)の確認をするために、下欄に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当会社は、その調査を同条(2)の特別な照会または調査に加え、請求完了日（注）からその日を含めて下欄に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知をするものとします。

災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 365日

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第29条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

熱中症危険補償特約

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害には日射または熱射による身体障害を含むものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、日射または熱射による身体障害により被保険者が死亡した場合で、事故の日において被保険者が次の①または②のいずれにも該当しない場合には、普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）の規定による死亡保険金は支払いません。

① 満23歳未満の者

② こども総合費用特約が付帯された契約である場合には、こども総合費用特約第1条（用語の定義）に定める被保険者である場合。ただし、家族特約、家族特約（夫婦用）または家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合を除きます。

細菌性・ウィルス性食中毒補償特約

第1条（普通保険約款の読み替え）

(1) 当会社は、普通保険約款第1条（用語の定義）に次の規定を追加して適用します。

「

用語	定義
課外活動	大学等の規則に則った所定の手続により大学等の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている間を除きます。
学校行事	大学等の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式などの教育活動の一環としての各種学校行事をいいます。

学校施設	大学等が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいいます。ただし、寄宿舎を除きます。
学校の管理下	学校の種別ごとに次に掲げる間をいいます。 ① 被保険者が、学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、幼稚園または児童福祉法に基づく保育所に在籍している場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める「学校の管理下」または「保育所の管理下」に該当する間。ただし、通学は学校の管理下に含まれません。 ② 被保険者が、大学等に在籍している場合は、次のいずれかに該当する間。 ア. 大学等の正課中および学校行事に参加している間 イ. 学校施設内にいる間。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている場合を除きます。 ウ. 学校施設外で大学等に届け出た課外活動を行っている間
学校の管理下外	学校の管理下以外の間をいいます。
授業	講義、実験・実習、演習または実技による授業をいいます。
大学等	被保険者の在籍する学校教育法に基づく大学（注）、専修学校または各種学校をいいます。 (注) 大学院および短期大学を含みます。
大学等の正課中	講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。 ① 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私的生活にかかる場所において、これらに従事している間を除きます。 ② 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、大学等の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間

(2) 当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）(2)を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、学校の管理下外に吸入、吸収または摂取した場合に生じる細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 繼続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。」

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約が付帯されている場合には、その特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状対応としては、保険金を支払いません。

第3条（他の特約が付帯された場合の普通保険約款の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に他の特約が付帯された場合において、他の特約を適用するときの普通保険約款は、この特約第1条（普通保険約款の読み替え）の規定により読み替えられた後の普通保険約款とします。

第4条（準用規定）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

後遺障害保険金追加増額支払特約

当会社は、普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加して被保険者に支払います。

ホームヘルパー費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家事従事者	被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を主として行う者をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

入院保険金	普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）の入院保険金をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金	支払うホームヘルパー費用保険金をいいます。
ホームヘルパー等	ホームヘルパー（注1）、ベビーシッター（注2）および清掃代行サービス業者（注3）をいいます。 （注1）炊事、掃除、洗濯およびこどもの世話等を行うことを職業とする者をいいます。 （注2）子守等のこどもの世話を有償で行う者をいいます。 （注3）家庭の掃除を家事従事者に代わって、有償で行う者をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
雇用費用等	次に掲げる費用をいいます。 ① ホームヘルパー等の雇用費用（注1） ② 被保険者の子に関する託児所・保育園等の費用。（注2） （注1）ホームヘルパー等の紹介料および交通費を含みます。 （注2）被保険者が家事に従事できる場合においても生じる費用は除きます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、入院保険金が支払われるべき場合において、被保険者が家事に従事できなくなつたことにより、その入院保険金が支払われる期間中に被保険者が負担した雇用費用等に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- （2）被保険者が（1）の傷害を被った場合で、被保険者が家事従事者でなかったときは、当会社は、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害を被ったことにより、被保険者が雇用費用等を負担した場合は、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ 酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間
ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ （9）から（11）までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ （11）以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- （注5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注6）使用済燃料を含みます。
- （注7）原子核分裂物を含みます。
- （2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものにより被保険者が雇用費用等を負担したときは、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- （注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被ったことにより、被保険者が雇用費用等を負担した場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間
山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ② 被保険者の職業が次に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
オートエスター（注5）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注6）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注7）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
ア 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上競技等をしている間については、保険金を支払います。
イ 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
ウ 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
- （注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリーカライミングをいいます。
（注2）グラライダーおよび飛行船を除きます。
（注3）職務として操縦する場合を除きます。
（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、バラブーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。
（注5）テスライダーをいいます。
（注6）動物園の飼育係を含みます。
（注7）レフリーを含みます

第5条（保険金の支払額）

- （1）当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、被保険者が負担した雇用費用等の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が、被保険者が負担した雇用費用等について第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた額を被保険者が負担した雇用費用等の額から差し引くものとします。

第6条（保険金の支払限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額をもって限度とします。

$$\text{保険金の支払限度額} = \text{保険証券記載のこの特約の支払限度基礎日額} \times \frac{\text{雇用費用等を負担した日数}}{\text{総日数}} \text{ (注1) (注2)}$$

（注1）入院保険金を支払う日数で、かつ、180日を限度とします。

（注2）被保険者が1日に複数の者に対する雇用費用等を負担したとしても、1日として計算した日数とします。

第7条（事故の通知）

- （1）雇用費用等が発生した場合には、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ① 事故発生の状況の詳細
② 傷害の程度の詳細
③ 他の保険契約等の有無および内容（注）
- （注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額がその雇用費用等の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
その雇用費用等の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （2）（1）の雇用費用等の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が雇用費用等を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 普通保険約款別表7に掲げる入院保険金請求の場合の必要書類
 - ② 雇用費用等の支出を証明する書類
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類もってその旨を当社に申し出て、当社会の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社会が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社会は、保険金を支払いません。
- (5) 当社会は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社会が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当社会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当社会は、それによって当社会が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合
 - ② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 提出書類（注）または証拠を偽造しましたは変造した場合
- （注）(2)、(3) または（5）の書類をいいます。

第10条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の雇用費用等が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社会がその雇用費用等に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社会に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
- ① 当社会が雇用費用等の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない雇用費用等の額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) (1) の場合において、当社会に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 被保険者は、当社会が取得する（1）および（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社会の負担とします。

第11条（普通保険約款の適用除外）

- この特約については、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）から第6条（後遺障害保険金の支払）まで、第8条（通院保険金の支払）から第11条（死亡の推定）まで、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）、第25条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）ただし書、第28条（事故の通知）、第29条（保険金の請求）（1）①から②および④から⑥、第31条（当社会の指定する医師が作成した診断書等の要求）、第33条（代位）および第34条（死亡保険金受取人の変更）の規定は適用しません。

第12条（普通保険約款の読み替え）

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条（用語の定義）「危険」の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」
 - ② 第13条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める雇用費用等」
 - ③ 第14条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）」の事故によって傷害または損害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める雇用費用等が発生する前に」
 - ④ 第14条（4）および（5）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める雇用費用等」
 - ⑤ 第21条（重大事由による保険契約の解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める雇用費用等」
 - ⑥ 第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める雇用費用等」
 - ⑦ この特約を締結の後、被保険者が家事従事者でなくなつたためこの特約を解除したい旨、保険契約者がから申出があった場合で、当社会がこれを承認したときは、次のとおり読み替えて適用します。

第27条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定中「保険料から既経過期間に対

し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」

- ⑧ 第30条（保険金の支払時期）の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」、「損害の額（注2）または傷害の程度」とあるのは「損害の額」、「前条」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）」
- ⑨ 第32条（時効）の規定中「第29条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）（1）に定める時」

第13条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- ② この特約第1条（用語の定義）「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「家族特約第2条（被保険者の範囲）」に規定する被保険者のうち、保険証券のこの特約の被保険者欄に記載の者」と読み替えて適用します。
- ③ 家族特約第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となった事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める雇用費用等」と読み替えて適用します。
- ④ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。

第14条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（夫婦用）第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当社会の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② この特約第1条（用語の定義）「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第2条（被保険者の範囲）」に規定する被保険者のうち、保険証券のこの特約の被保険者欄に記載の者」と読み替えて適用します。
- ③ 家族特約（夫婦用）第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となった事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める雇用費用等」と読み替えて適用します。
- ④ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（夫婦用）の規定を適用します。

第15条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（配偶者補償対象外用）第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当社会の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② この特約第1条（用語の定義）「被保険者」の規定中「保険証券記載の被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者補償対象外用）第2条（被保険者の範囲）」に規定する被保険者のうち、保険証券のこの特約の被保険者欄に記載の者」と読み替えて適用します。
- ③ 家族特約（配偶者補償対象外用）第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となった事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める雇用費用等」と読み替えて適用します。
- ④ この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（配偶者補償対象外用）の規定を適用します。

第16条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第17条（長期保険特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）の規定は適用しません。

第18条（積立型基本特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第12条（保険料の変更等－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）および（4）の規定は適用しません。

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

被害事故補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	自動車等が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
算定基準	別紙に定める算定基準をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額または共済金の額をいいます。
損害	第 6 条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。
対人賠償保険等	自動車等の所有・使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	保険金請求権者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害事故	次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故をいいます。 ① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故 ② 運行中の自動車等に搭乗していない被保険者が、次のいずれかの交通事故により、その生命または身体を害される事故（注）ア、運行中の自動車等との衝突・接触等の交通事故イ、運行中の自動車等の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故（注）その事故を生じさせた自動車等の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合に限ります。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
保険金請求権者	被害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注 1） ② 被保険者の父母、配偶者（注 2）または子 （注 1）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。 （注 2）内縁を含みます。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号） ② 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和 35 年法律第 100 号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被害事故が保険期間中に発生し、その直接の結果として、被保険者が身体に傷害を被ることによって、保険金請求権者が被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

- (3) 他の保険契約等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、当会社は、1回の被害事故による（1）の損害の額が、他の保険契約等の保険金額または共済金額（注）を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（注）他の保険契約等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注 2）もしくは核燃料物質（注 2）によって汚染された物（注 3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注 1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- （注 2）使用済燃料を含みます。
- （注 3）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者に対する刑の執行

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

- （3）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、保険金を支払いません。

- ① その被害事故を教唆または援助する行為
- ② その被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
- ④ その被害事故に関連する著しく不正な行為

- （4）損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- （5）当会社は、保険金を受け取るべき者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- ① その被害事故を教唆または援助する行為
- ② その被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
- ④ その被害事故に関連する著しく不正な行為

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の被害事故発生時において、その被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の配偶者（注）
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等以内の親族
- ④ 被保険者の同居の親族
- （注）内縁を含みます。

第6条（損害額の決定）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が被害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、①から③までの区分ごとに算出した額が自賠責保険等によって支払われる金額（注 1）を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

- ① 傷害（注 2）
- ② 後遺障害
- ③ 死亡

- （注 1）自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

- （注 2）平常の業務に従事することまたは平常の生活をおくることが不能になった場合または支障が生じ、医師の治療を要した場合に限ります。

- （2）賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、（1）の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、（1）①から③までの区分ごとに算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、当会社に請求することができます。

- （3）（2）の場合には、第13条（代位）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利について、これを取得しません。

第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第9条（事故の通知）（1）②に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- ② 第9条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

（注）収入の喪失を含みます。

第8条（支払保険金の計算）

- （1）1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の①または②に定める算式によって算出した額とします。ただし、1回の被害事故につき、保険金額を限度とします。

- ① 下記②以外の場合

第6条（損害額の決定）(1)の規定により決定された費用の額 + 前条の費用の額 - 現在の損害額 = 保険金の額

(2) 保険請求権者が、第6条(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合

第6条(2)の規定により決定された費用の額 + 前条の費用の額 - 現在の損害額 = 保険金の額

(2) (1)の算式にいう、(2)に規定する①から⑩までの合計額とは、次の①から⑩までの合計額をいいます。

- ① 普通保険契約第9条（傷害医療費用保険金の支払）の規定により支払われる傷害医療費用保険金の額
- ② 自賠責保険または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定したまたは支払われた金額
- ③ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- ④ 他の保険契約等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額
- ⑤ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ⑥ 公的医療保険制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額
- ⑦ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（注1）
- ⑧ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）によって給付が受けられる場合には、その給付される額
- ⑨ 第6条（損害額の決定）(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑩ ①から⑨までのほか、第2条①の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注2）

(注1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) 保険金額および保険金額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。

(3) (1) (2)の算式にいう、(3)に規定する①から⑥までの合計額とは、次の①から⑥までの合計額をいいます。

- ① 他の保険契約等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額
- ② 公的医療保険制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額
- ③ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（注1）
- ④ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）によって給付が受けられる場合には、その給付される額
- ⑤ 第6条（損害額の決定）(2)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ ①から⑤までのほか、第2条（保険金を支払う場合）①の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注2）

(注1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) 保険金額および保険金額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。

第9条（事故の通知）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被害事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の原因となった被害事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の日時、場所、状況および身体の障害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をとること。
- ④ 損害賠償責任についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。

(2) に規定す

る①から⑩まで = 保険金の額
の合計額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく、(1)の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①および④から⑥までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1)②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

③ (1)③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償（注）を請求することによって取得することができたと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 被保険者が死亡した場合には、その死亡の時

② 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時

③ 被保険者が傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活もしくは業務に従事することができる程度におった時

(2) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険契約別表7に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 保険金請求権者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき保険金請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、保険金請求権者の代理人として保険金を請求することができます。

① 保険金請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、保険金請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による保険金請求権者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかを行った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 正当な理由がなく、(5)の規定に違反した場合

② 提出書類（注）に事実と異なる記載をした場合

③ 提出書類（注）または証拠を偽造または変造した場合

(注) (2)、(3)または(5)の書類をいいます。

(7) 保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

第12条（保険契約者または保険金請求権者の義務等）

(1) 保険金請求権者が、第2条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

② 賠償義務者の損害に対する保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容

④ 保険金請求権者が第2条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

⑤ 被害事故の原因となった自動車等がある場合、その自動車等の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

(2) 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(3) 保険金請求権者が、正当な理由がなく、(1)および(2)の義務を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (4) 保険契約者または保険金請求権者は損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行うとき、または賠償義務者と合意するときは、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由なく（4）の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 当会社は、賠償義務者または第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行なう場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第13条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（注）を得た場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
保険金請求権者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) (1) の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険金請求権者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）および（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条（保険金の支払による請求権の移転）

- (1) 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。
- (2) 保険金請求権者は、（1）により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。

第15条（普通保険約款の適用除外）

- この特約については、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）から第8条（通院保険金の支払）まで、第10条（介護保険金の支払）、第11条（死亡の推定）、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第24条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務の場合は）（2）および（5）、第25条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）ただし書、第28条（事故の通知）、第29条（保険金の請求）、第33条（代位）および第34条（死亡保険金受取人の変更）の規定は適用しません。

第16条（普通保険約款の読み替え）

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条（用語の定義）「危険」の規定中「傷害または損害」とあるのは、「損害」
 - ② 第12条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害」および「同条の傷害」とあるのは、「この特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害」、「金額」とあるのは、「損害額」
 - ③ 第13条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは、「この特約第2条（保険金を支払う場合）の被害事故による損害」
 - ④ 第14条（告知義務）（3）（3）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害または損害を被る前に」とあるのは、「この特約第2条（保険金を支払う場合）の被害事故による損害を被る前に」
 - ⑤ 第14条（4）および（5）の規定中「傷害または損害」とあるのは、「この特約第2条（保険金を支払う場合）の被害事故による損害」
 - ⑥ 第21条（重大事由による保険契約の解除）（1）の規定中「傷害または損害」とあるのは、「損害」
 - ⑦ 第21条（2）の規定中「傷害または損害」とあるのは、「この特約第2条（保険金を支払う場合）の被害事故による損害」
 - ⑧ 第24条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合は）（7）の規定中「事故による傷害または損害」とあるのは、「この特約第2条（保険金を支払う場合）の被害事故による損害」
 - ⑨ 第30条（保険金の支払時期）の規定中「傷害または損害」とあるのは、「損害」、「損害の額（注2）または傷害の程度」とあるのは、「損害の額」、「前条」とあるのは、「この特約第11条（保険金の請求）」
 - ⑩ 第31条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「第28条（事故の通知）の規定による通知または第29条（保険金の請求）」の規定による請求」とあるのは、「この特約第10条（事故の通知）の規定による通知またはこの特約第11条（保険金の請求）」の規定による請求」、「傷害または損害」とあるのは、「損害」
 - ⑪ 第32条（時効）の規定中「第29条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは、「この特約第11条（保険金の請求）（1）に定める時」

第17条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合において、この特約を適

用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② 家族特約第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となつた事故」とあるのは、「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の被害事故」と読み替えて適用します。
- ③ この特約第1条（用語の定義）の規定中「普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは、「家族特約第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者」と読み替えて適用します。
- ④ この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約の規定を適用します。

第18条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（夫婦用）第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② 家族特約（夫婦用）第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となつた事故」とあるのは、「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の被害事故」と読み替えて適用します。
- ③ この特約第1条（用語の定義）の規定中「普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは、「家族特約（夫婦用）第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者」と読み替えて適用します。
- ④ この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（夫婦用）の規定を適用します。

第19条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合において、この特約を適用するときは、次のとおり取扱います。

- ① 家族特約（配偶者補償対象外用）第3条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- ② 家族特約（配偶者補償対象外用）第2条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害または損害の原因となつた事故」とあるのは、「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の被害事故」と読み替えて適用します。
- ③ この特約第1条（用語の定義）の規定中「普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは、「家族特約（配偶者補償対象外用）第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者」と読み替えて適用します。
- ④ この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家族特約（配偶者補償対象外用）の規定を適用します。

第20条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、交通事故傷害危険のみ補償特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第21条（長期保険特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に長期保険特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、長期保険特約第3条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）の規定は適用しません。

第22条（積立型基本特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合において、この特約を適用するときは、積立型基本特約第12条（保険料の変更等—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）および（4）の規定は適用しません。

第23条（準用規定）

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

被害事故補償特約における損害額の算定基準

第1 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害、精神的損害とします。なお、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 機構損害

〈1〉 治療関係費

治療または社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

（1）応急手当費

（2）診察料

（3）入院料

（4）投薬料、手術料、処置料等

（5）通院費、転院費、入・退院費

通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。

（6）看護料

看護料は、原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、下記によります。

A. 厚生労働大臣の許可を受けた家政婦会の紹介による家政婦が看護した場合
家政婦会の料金（注）とします。

B. 近親者等が看護した場合

a. 入院看護をした場合は、1日につき4,000円とします。

b. 12歳以下の子供もしくは歩行困難な方の通院に付添った場合は医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、1日につき2,000円とします。

（注）食費を含みます。

（7）入院中の諸雑費

療養に直接必要なある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。

（8）温泉療養費

医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所またはこれに準ずる施設において療養する場合の実費とします。

（9）柔道整復等の費用

（10）義肢等の費用

医師が必要と認めた義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具の実費とします。

（11）診断書等の費用

（12）他の費用

〈2〉 上記〈1〉以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

受傷により収入（注）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

（注）専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

〈1〉 有職者の場合

下記の算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が5,500円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は、1日につき5,500円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の様様、実治癒日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

（1）給与所得者

事故直前3か月間の月例給与等

× 休業損害の対象となる日数

90日

A. 事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額（注）により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料にもとづき決定します。

B. 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。

C. 賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。

D. 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。（注）本給および付加給をいいます。

（2）商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者

（過去1か年間の収入額－必要経費）×寄与率

× 休業損害の対象となる日数

365日

A. 過去1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額を上限として決定します。

B. 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

C. 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなされ、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

（3）自由業者

過去1か年間の収入額（固定給を除く）－必要経費

× 休業損害の対象となる日数

365日

A. 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む方であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店、歩合制の外交員、著述業、その他これに準じる方をいいます。

B. 過去1か年間の収入額、必要経費、代替労力については「（2）商工鉱業者・農林漁業者・家族従業者」に準じます。

（4）アルバイト・パートタイマー

「（1）給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

事故直前3か月間の就労日数

× 休業した期間の延べ日数

90日

〈2〉 家事従事者

現実に家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,500円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

〈3〉 金利生息者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法の被保護者等現に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

対象日数入院1日につき8,200円

対象日数通院1日につき4,000円

入院の場合の対象日数は入院日数とし、通院の場合の対象日数は各期間区分ごとの総日数（注1）の範囲内で、実通院日数（注2）の2倍を上限として決定します。

ただし、各期間区分ごとの対象日数に以下の割合を乗じて計算します。

事故から3か月超6か月までの期間：70%

事故から6か月超9か月までの期間：45%

事故から9か月超13か月までの期間：25%

事故から13か月超の期間：15%

なお、被保険者の受傷の態様が重傷（注3）の場合は、具体的な傷害の部位・程度、治療の内容等を勘案し、25%の範囲内で割増をした金額を支払います。

（注1）期間内に入院がある場合はその日数を含みません。

（注2）通院により医師の治療を受けた日数をいいます。

（注3）頭蓋骨複雑骨折、脳挫傷、腹部損傷破裂等をいいます。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は普通保険約款別表2によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べき利益の損失をいい、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数またはライブニッツ係数

〈1〉 被保険者区分別計算方法

（1）家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. 現実収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

B. 年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

- (2) 家事従事者および18歳以上の学生
年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
- (3) 幼児および18歳未満の学生
18歳平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
- (4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者
下記のいずれか高い額とします。
- A. 18歳平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
B. 年齢別平均給与額の50%×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
- <2> 収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法
上記<1>の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法（新ホフマン係数・ライブニッツ係数）は、下記のとおりとします。
- (1) 収入額
A. 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額を上限として決定します。
B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。
- (2) 労働能力喪失率
付表IIに定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。
- (3) 労働能力喪失期間
労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。
- (4) 新ホフマン係数・ライブニッツ係数
労働能力喪失期間（年数）に対応する新ホフマン係数およびライブニッツ係数は、付表IIIによります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に次の金額とします。

第1級	1,800万円
第2級	1,400万円
第3級	1,100万円
第4級	800万円
第5級	700万円
第6級	600万円
第7級	500万円
第8級	400万円
第9級	300万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する方で、父母、配偶者、子のいずれもいない場合は、第1級1,300万円、第2級1,120万円、第3級956万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記<1>および<2>に従い次の算式により計算します。

介護料×介護期間に対応するライブニッツ係数

<1> 介護料

- (1) 普通保険約款別表2の第1級（3）または（4）に該当する後遺障害の場合で、かつ、終日寝たきり、四肢の麻痺または知的機能の低下により、常に介護を要すると認められる場合
1か月につき13万円とします。
- (2) 普通保険約款別表2の第1級（3）および（4）を除きます。）、第2級または第3級（3）もしくは（4）に該当する後遺障害で、かつ、随時介護を要すると認められる場合
1か月につき6.5万円とします。

<2> 介護期間、中間利息控除方法（ライブニッツ係数）

(1) 介護期間

障害の様態、機能回復の可能性、医師の診断、付表IVに定める平均余命等を勘案し決定します。

(2) ライブニッツ係数

介護期間（年数）に対応するライブニッツ係数は付表IIIによります。

4. その他の損害

上記1.から3.以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の<1>および<2>に従い次の算式により計算します。

（収入額－生活費）×就労可能年数に対応する新ホフマン係数またはライブニッツ係数

<1> 被保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. （現実収入額－生活費）×就労可能年数に対応するライブニッツ係数

B. （年齢別平均給与額－生活費）×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

（年齢別平均給与額－生活費）×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(3) 幼児および18歳未満の学生

（18歳平均給与額－生活費）×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. （18歳平均給与額－生活費）×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

B. （年齢別平均給与額の50%－生活費）×就労可能年数に対応する新ホフマン係数

<2> 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記<1>の算式における収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法（新ホフマン係数・ライブニッツ係数）は、下記のとおりとします。

(1) 収入額

A. 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額を額を上限として決定します。なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Iに定める年齢別平均給与額を上限として決定します。

B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。

(2) 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。なお、被扶養者はとは、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。

A. 被扶養者がない場合 50%

B. 被扶養者が1人の場合 40%

C. 被扶養者が2人の場合 35%

D. 被扶養者が3人以上の場合 30%

(3) 就労可能年数

就労可能年数は、付表Vによります。

(4) 新ホフマン係数・ライブニッツ係数

就労可能年数に対応する新ホフマン係数およびライブニッツ係数は、付表Vによります。

3. 精神的損害

被保険者の属性別に下記の金額とします。

<1> 被保険者が一家の支柱である場合 1,700万円

<2> 被保険者が18歳未満である場合（注） 1,400万円

<3> 被保険者が65歳以上である場合 1,250万円

<4> 被保険者が上記以外である場合 1,450万円

（注）有職者を除きます。

4. その他の損害

上記1.から3.以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表 I 年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢 歳	男子	女子
	円	円
全年齢 平均給与額	425,800	261,000
18	185,800	165,000
19	201,200	173,000
20	222,600	191,500
21	244,000	210,100
22	265,400	228,600
23	279,900	237,200
24	294,300	245,800
25	308,800	254,400
26	323,300	263,000
27	337,700	271,600
28	350,700	275,600
29	363,700	279,600
30	376,700	283,600
31	389,700	287,500
32	402,700	291,500
33	412,400	291,100
34	422,200	290,600
35	431,900	290,200
36	441,600	289,800
37	451,300	289,300
38	458,100	287,500
39	464,900	285,600
40	471,600	283,800
41	478,400	281,900
42	485,200	280,000

付表 II 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

付表 III 新ホフマン係数およびライブニッツ係数表

期間	新ホフマン 係数	ライブニッツ 係数	期間	新ホフマン 係数	ライブニッツ 係数
年			年		
1	0.9523	0.9523	35	19.9174	16.3741
2	1.8614	1.8594	36	20.2745	16.5468
3	2.7310	2.7232	37	20.6254	16.7112
4	3.5643	3.5459	38	20.9702	16.8678
5	4.3643	4.3294	39	21.3092	17.0170
6	5.1336	5.0756	40	21.6426	17.1590
7	5.8743	5.7863	41	21.9704	17.2943
8	6.5886	6.4632	42	22.2930	17.4232
9	7.2782	7.1078	43	22.6105	17.5459
10	7.9449	7.7217	44	22.9230	17.6627
11	8.5901	8.3064	45	23.2307	17.7740
12	9.2151	8.8632	46	23.5337	17.8800
13	9.8211	9.3935	47	23.8322	17.9810
14	10.4094	9.8986	48	24.1263	18.0771
15	10.9808	10.3796	49	24.4162	18.1687
16	11.5363	10.8377	50	24.7019	18.2559
17	12.0769	11.2740	51	24.9836	18.3389
18	12.6032	11.6895	52	25.2614	18.4180
19	13.1160	12.0853	53	25.5353	18.4934
20	13.6160	12.4622	54	25.8056	18.5651
21	14.1038	12.8211	55	26.0723	18.6334
22	14.5800	13.1630	56	26.3354	18.6985
23	15.0451	13.4885	57	26.5952	18.7605
24	15.4997	13.7986	58	26.8516	18.8195
25	15.9441	14.0939	59	27.1047	18.8757
26	16.3789	14.3751	60	27.3547	18.9292
27	16.8044	14.6430	61	27.6017	18.9802
28	17.2211	14.8981	62	27.8456	19.0288
29	17.6293	15.1410	63	28.0865	19.0750
30	18.0293	15.3724	64	28.3246	19.1191
31	18.4214	15.5928	65	28.5599	19.1610
32	18.8060	15.8026	66	28.7925	19.2010
33	19.1834	16.0025	67	29.0224	19.2390
34	19.5538	16.1929			

(注) 幼児、18才未満の学生および働く意思と能力を有する者（有職者・家事従事者、18才以上の学生以外）の後遺障害による逸失利益を算定するに当り、労働能力喪失期間の終期が18才を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の終期（18才）までの年数に対応する係数を差し引いて算出する。

(例) 10才、労働能力喪失期間：20年（新ホフマン係数）の場合
 $13.6160 \text{ (20年の係数)} - 6.5886 \text{ (8年の係数)} = 7.0274$

付表IV 第17回生命表による平均余命（単位：年）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男 女	75.92	75.30	74.36	73.40	72.43	71.45	70.47	69.49	68.51	67.52
	81.90	81.25	80.30	79.33	78.35	77.37	76.38	75.39	74.40	73.41
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男 女	66.53	65.54	64.55	63.56	62.57	61.58	60.60	59.63	58.67	57.72
	72.42	71.43	70.44	69.44	68.45	67.46	66.47	65.49	64.50	63.52
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男 女	56.77	55.81	54.86	53.90	52.94	51.98	51.02	50.05	49.09	48.12
	62.54	61.56	60.57	59.59	58.61	57.63	56.65	55.67	54.69	53.71
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男 女	47.16	46.20	45.23	44.27	43.31	42.35	41.39	40.43	39.48	38.53
	52.73	51.75	50.77	49.79	48.82	47.84	46.87	45.90	44.93	43.96
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男 女	37.58	36.64	35.70	34.77	33.84	32.92	32.00	31.09	30.19	29.29
	43.00	42.04	41.08	40.12	39.17	38.22	37.27	36.32	35.38	34.44
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男 女	28.40	27.51	26.63	25.76	24.90	24.06	23.22	22.40	21.60	20.80
	33.51	32.58	31.66	30.73	29.81	28.90	27.99	27.08	26.18	25.28
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男 女	20.01	19.24	18.47	17.71	16.96	16.22	15.48	14.76	14.04	13.34
	24.39	23.51	22.63	21.75	20.89	20.03	19.17	18.33	17.50	16.68
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男 女	12.66	11.99	11.33	10.70	10.09	9.50	8.93	8.38	7.85	7.35
	15.87	15.08	14.30	13.53	12.79	12.06	11.35	10.66	9.99	9.34
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男 女	6.88	6.43	6.02	5.63	5.27	4.93	4.60	4.30	4.01	3.75
	8.72	8.14	7.58	7.06	6.56	6.10	5.66	5.25	4.87	4.51
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男 女	3.51	3.28	3.06	2.86	2.68	2.50	2.34	2.19	2.04	1.91
	4.18	3.88	3.60	3.34	3.10	2.88	2.68	2.49	2.31	2.15
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男 女	1.79	1.67	1.56	1.46	1.37	1.28	1.20	1.12	1.05	0.98
	2.00	1.86	1.74	1.62	1.51	1.40	1.31	1.22	1.14	1.06
	110歳	111歳								
男 女	—	—								
	0.99	0.92								

- (例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、66.53年。
 2. 40歳女性の平均余命年数は、43.00年。

付表V 死亡時の年齢別就労可能年数および新ホフマン係数・ライブニツ係数表
[18才未満の者に適用する表]

年 令	幼児・学生・働く意思 と能力を有している無職者			有職者		
	就労 可 能 年 数	新ホフマン 係 数	ライブニツ 係 数	就労 可 能 年 数	新ホフマン 係 数	ライブニツ 係 数
歳	年			年		
0	49	16.419	7.549	67	29.022	19.239
1	49	16.719	7.927	66	28.793	19.201
2	49	17.024	8.323	65	28.560	19.161
3	49	17.344	8.739	64	28.325	19.119
4	49	17.678	9.176	63	28.087	19.075
5	49	18.025	9.635	62	27.846	19.029
6	49	18.387	10.117	61	27.602	18.980
7	49	18.765	10.623	60	27.355	18.929
8	49	19.160	11.154	59	27.105	18.876
9	49	19.574	11.712	58	26.852	18.820
10	49	20.006	12.297	57	26.595	18.761
11	49	20.461	12.912	56	26.335	18.699
12	49	20.938	13.558	55	26.072	18.633
13	49	21.442	14.236	54	25.806	18.565
14	49	21.971	14.947	53	25.535	18.493
15	49	22.530	15.695	52	25.261	18.418
16	49	23.123	16.480	51	24.984	18.339
17	49	23.750	17.304	50	24.702	18.256

(注) 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有する者（有職者・家事従事者・18歳以上の学生以外）における就労可能年数および新ホフマン係数・ライブニツ係数は、下記(例)に準じて算出します。

(例) 3歳の幼児 新ホフマン係数の場合

(1) 就労の終期（67歳）までの年数 64年（67年－3年）に対応する係数 28.325

(2) 就労の終期（18歳）までの年数 15年（18年－3年）に対応する係数 10.981

(3) 就労可能年数 49年（64年－15年）

(4) 適用する係数 17.344（28.325－10.981）

[18才以上の者に適用する表]

年 令	就業 可 能 年 数	新ホフマン 係 数	ライブニッツ 係 数	年 令	就労 可 能 年 数	新ホフマン 係 数	ライブニッツ 係 数
歳	年			歳	年		
18	49	24. 416	18. 169	60	11	8. 590	8. 306
19	48	24. 126	18. 077	61	10	7. 945	7. 722
				62	10	7. 945	7. 722
20	47	23. 832	17. 981	63	9	7. 278	7. 108
21	46	23. 534	17. 880	64	9	7. 278	7. 108
22	45	23. 231	17. 774				
23	44	22. 923	17. 663	65	9	7. 278	7. 108
24	43	22. 611	17. 546	66	8	6. 589	6. 463
				67	8	6. 589	6. 463
25	42	22. 293	17. 423	68	8	6. 589	6. 463
26	41	21. 970	17. 294	69	7	5. 874	5. 786
27	40	21. 643	17. 159				
28	39	21. 309	17. 017	70	7	5. 874	5. 786
29	38	20. 970	16. 868	71	6	5. 134	5. 076
				72	6	5. 134	5. 076
30	37	20. 625	16. 711	73	6	5. 134	5. 076
31	36	20. 275	16. 547	74	6	5. 134	5. 076
32	35	19. 917	16. 374				
33	34	19. 554	16. 193	75	5	4. 364	4. 329
34	33	19. 183	16. 003	76	5	4. 364	4. 329
				77	5	4. 364	4. 329
35	32	18. 806	15. 803	78	4	3. 564	3. 546
36	31	18. 421	15. 593	79	4	3. 564	3. 546
37	30	18. 029	15. 372				
38	29	17. 629	15. 141	80	4	3. 564	3. 546
39	28	17. 221	14. 898	81	4	3. 564	3. 546
				82	4	3. 564	3. 546
40	27	16. 804	14. 643	83	3	2. 731	2. 723
41	26	16. 379	14. 375	84	3	2. 731	2. 723
42	25	15. 944	14. 094				
43	24	15. 500	13. 799	85	3	2. 731	2. 723
44	23	15. 045	13. 489	86	3	2. 731	2. 723
				87	3	2. 731	2. 723
45	22	14. 580	13. 163	88	3	2. 731	2. 723
46	21	14. 104	12. 821	89	2	1. 861	1. 859
47	20	13. 616	12. 462				
48	19	13. 116	12. 085	90	2	1. 861	1. 859
49	18	12. 603	11. 690	91	2	1. 861	1. 859
				92	2	1. 861	1. 859
50	17	12. 077	11. 274	93	2	1. 861	1. 859
51	16	11. 536	10. 838	94	2	1. 861	1. 859
52	15	10. 981	10. 380				
53	14	10. 409	9. 899	95	2	1. 861	1. 859
54	13	9. 821	9. 394	96	2	1. 861	1. 859
				97	2	1. 861	1. 859
55	13	9. 821	9. 394	98	2	1. 861	1. 859
56	12	9. 215	8. 863	99	1	0. 952	0. 952
57	12	9. 215	8. 863	~			
58	11	8. 590	8. 306				
59	11	8. 590	8. 306				

入院保険金の7日間2倍支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支 払事由	普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、入院保険金支払事由に該当した場合には、入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間（注）に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金として被保険者に支払います。

普通保険約款第7条（1）から（5）まで × 2 = 入院保険金の額

（注）入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合には、入院保険金支払事由に該当した期間とします。

(2) 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、(1)の規定により入院保険金の2倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するものとします。

(3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないいかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

後遺障害保険金追加支払特約

(1) 当会社は、普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金の額と同じ額を追加して被保険者に支払います。

(2) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないいかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

家族ホールインワン・アルバトロス費用特約

(1) 当会社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用特約第1条（用語の定義）に規定する被保険者を、次のいずれかに該当する者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚（注）の子

（注）これまで婚姻歴がないことをいいます。

(2) ホールインワン・アルバトロス費用特約およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

家族ホールインワン・アルバトロス費用特約（配偶者補償対象外用）

(1) 当会社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用特約第1条（用語の定義）に規定する被保険者を、本人ならびに本人と生計を共にする同居の親族および別居の未婚（注）の子とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

（注）これまで婚姻歴がないことをいいます。

(2) ホールインワン・アルバトロス費用特約およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

家族特約（配偶者補償対象外用）

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	本人のほか、第2条（被保険者の範囲）（1）のいずれかに該当する者をいいます。
本人	保険証券の被保険者本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまで婚姻歴がないことをいいます。

第2条（被保険者の範囲）

(1) 当会社は、この特約により、本人のほか、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 本人と生計を共にする同居の親族

② 本人と生計を共にする別居の未婚の子	とおり読み替えて適用します。
(2) (1) の本人と本人以外の被保険者との続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生におけるものをいいます。	
(3) 保険契約締結の後、本人が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けている場合には②によるものとします。	
① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。 ② この保険契約を解除すること。	
(注) この特約および普通保険約款の規定により、この保険契約が失効する場合を除きます。	
(4) (3) の事由によって本人が死亡した場合でも、(3) の手続が行われるまでの間、(1) および(2) の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。	
第3条（保険金を支払わない場合）	
当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害または損害に対しては、普通保険約款の規定により保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わなければいけないのは、その被保険者の被った傷害または損害に限ります。	
① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間 ② 被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間 ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間 ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間	
第4条（当会社の責任限度額）	
当会社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。	
① 本人については、保険証券に記載された保険金額 ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額	
第5条（本人である被保険者による保険契約の解除請求の特則）	
(1) 本人から普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) の規定による解除請求があった場合、または本人により同条(3) に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。	
① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。 ② この保険契約（注）を解除すること。 (注) その家族に係る部分に限ります。	
(2) 普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）(3) の規定により本人が同条(3) に規定する解除を行った場合でも、(1) の手続が行われるまでの間、この特約第2条（被保険者の範囲）(1) および(2) の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。	
(3) (1) ①の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、次条(1) または(2) の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。	
第6条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）	
(1) 第2条（被保険者の範囲）(3) ①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。	
(注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。 (注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。	
(2) 保険契約者が(1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第2条（被保険者の範囲）(3) の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害または損害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。	
(注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。 (注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。	
第7条（普通保険約款の適用除外）	
この特約については、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6)、同条(7)、第17条（保険契約の無効）(3)、第27条（保険料の返還－解除の場合）(3)、同条(4) および第34条（死亡保険金受取人の変更）(8) の規定は適用しません。	
第8条（普通保険約款の読み替え）	
この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。	
① 第1条（用語の定義）の規定中「介護保険年額」「傷害医療費用保険金額」「通院保険金日額」「入院保険金日額」および「保険金額」の規定を、それぞれ下表の	
用語	定義
介護保険年額	保険証券に記載されたその被保険者の介護保険年額をいいます。
傷害医療費用保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の傷害医療費用保険金額をいいます。
通院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
入院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の保険金額をいいます。

モーター・ボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
 （注1）テスライダーをいいます。
 （注2）動物園の飼育係を含みます。
 （注3）レフリーを含みます。

就業中の危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害またはその傷害による損害に対しては、普通保険約款の規定により支払われる保険金を支払いません。

（注）通勤途上を含みません。

第2条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合、前条の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第3条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合、第1条の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第4条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合、第1条の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者補償対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

就業中のみの危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に限り、普通保険約款の規定により支払われる保険金を支払います。

（注）通勤途上を含みます。

企業等の傷害保険金受取特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
災害補償規定等	従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、補償または見舞金支給を行う旨を定めた規定（注）をいいます。 （注）保険金額および保険金日額が被保険者に対する補償または見舞金支給に充当される額を超える場合には、その超える額が保険契約者の費用等に充当されることが規定されたものとします。
下請負人等	下請負人または下請負人の構成員をいいます。なお、下請負人には、数次の請負による場合の請負人を含みます。

第2条（保険金の支払）

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）から第10条（介護保険金の支払）までおよび第34条（死亡保険金受取人の変更）（9）の規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、傷害医療費用保険金および介護保険金についても死亡保険金受取人に支払います。

（2）この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金追加支払特約が付帯されているときは、当会社は、同特約および普通保険約款第34条（死亡保険金受取人の変更）（9）の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても（1）の死亡保険金受取人に支払います。

第3条（適用条件）

この特約は、保険契約者が企業等で、次の①および②を満たす場合に適用します。

- ① 被保険者が下請負人等の場合は、死亡保険金受取人が、被保険者に代わって受け取った保険金（注）の全額を被保険者またはその法定相続人に支払うことを了承していること。
- ② 被保険者が下請負人等以外の場合は、次のうちいずれかの条件を満たしていること。
 ア、前条に規定する保険金（注）の支払について、被保険者から書面による同意を取り付けること。
 イ、保険契約者が災害補償規定等を備え付けること。ただし、保険契約者は、当会社がその写しの提出を求めたときはいつでもこれに応じなければなりません。

（注）死亡保険金を除きます。

第4条（被保険者が下請負人等である場合の保険金の支払）

（1）被保険者が下請負人等である場合には、死亡保険金受取人は、被保険者に代わって受け取った保険金（注）の全額を被保険者またはその法定相続人に支払わなければなりません。この場合において、被保険者またはその法定相続人に保険金（注）の全額または一部が支払われていないときは、当会社は、その支払われなかった部分について当会社に返還をうけ、被保険者または法定相続人に直接支払うことができるものと

します。

（注）死亡保険金を除きます。

（2）（1）の場合で、死亡保険金受取人は、被保険者またはその法定相続人が保険金相当額を受領したことを証する書類を当会社に提出しなければなりません。

企業等の災害補償規定等特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。
災害補償規定等	保険契約者が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
普通保険約款等	この特約が付帯された普通保険約款またはその普通保険約款に付帯された他の特約をいいます。

第2条（死亡保険金の支払）

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款等の規定にかかわらず、保険契約者を死亡保険金受取人とします。

（2）（1）において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等の規定にしたがいます。ただし、次に掲げる金額（注）を限度とします。

① 保険金の請求書類が次条①の場合
 遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額

② 保険金の請求書類が次条②の場合
 受給者が保険契約者から受領した金銭の額

③ 保険金の請求書類が次条③の場合
 保険契約者が受給者へ支払った金銭の額

（注）災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、保険契約者が次条の書類を提出できない場合には、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

（4）（3）において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款等にしたがいます。ただし、遺族補償額（注）を限度とします。

（注）災害補償規定等に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額をいいます。

第3条（保険金の請求）

保険契約者が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款等に定められた書類の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類

② 受給者が保険契約者から金銭を受領したことを証する書類

③ 保険契約者が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）（2）ただし書きまたは同条（4）ただし書きにより死亡保険金の支払額を減額する場合には、保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。